

福井県公共工事入札制度、 建設業支援制度説明会

説 明 資 料

平成21年7月

福井県土木部土木管理課

福井県公共工事入札制度、建設業支援制度説明会

日時：	7月22日(水) 13:30～16:00	7月23日(木) 9:30～12:00	7月23日(木) 13:30～16:00	7月24日(金) 13:30～16:00
場所：	サンドーム福井小ホール	福井県立大学講堂	福井県立大学講堂	プラザ萬象小ホール

1 開会

2 あいさつ

3 説明事項

【資料P】

(1) 平成21年度6月補正予算における公共事業の概要について

1～4

(2) 入札制度改正について

5～37

- ・最低制限価格制度および低入札価格調査制度の改正
- ・総合評価落札方式の留意点

(3) 建設業支援制度について

38～53

- ・建設業支援制度（土木部関係）
- ・建設業下請相談ホットライン
- ・建設業営業所実態調査の結果
- ・地域建設業経営強化融資制度
- ・下請資金繰り支援事業
- ・ワンストップサービスセンター
- ・建設業緊急相談窓口
- ・（財）福井県建設技術公社が実施する建設産業支援研修
- ・一人親方の労災保険への加入について

(4) 新分野進出支援制度について

54～81

- ・新分野進出への進出
- ・新分野進出事例
- ・農地法の一部改正による農地制度の見直し
- ・県・産業支援機関等における経営支援の主な取り組み
- ・下請かけこみ寺

4 質疑応答

5 閉会

平成21年度6月補正予算案のポイント

1 予算規模

6月補正予算の規模は **220億円**

この結果、21年度一般会計予算は5,028億円（前年度比8.4%の増）
＝6月補正後の予算で5,000億円を上回ったのは16年度以来5年ぶり＝

（単位：百万円、%）

会 計	20年度 当初 ①	21年度			伸率 ②/①
		当初	6月補正	計 ②	
一般会計	463,628	480,774	22,005	502,779	108.4
特別会計	16,142	18,555	82	18,637	115.5
企業会計	29,861	28,199	—	28,199	94.4
合 計	509,631	527,528	22,087	549,615	107.8

2 経済・雇用対策の実施

国の21年度補正予算の成立を踏まえ、雇用対策や中小企業対策、公共投資の追加など、早期に実施が必要なものについて、緊急的に経済・雇用対策を実施

経済・雇用対策の事業規模は **255億円**

21年度当初予算等で実施中の対策と合わせると、
事業規模は 約1,000億円

	実施中の対策 (21年度当初 +20年度2月補正)	今回の対策 (21年度6月補正)	対策合計
事業規模	740億円	255億円	995億円
中小企業融資	550億円	32億円	582億円
雇用対策、公共 事業等	190億円	223億円	413億円

※ 基金積立を除く今回の対策の事業予算は170億円

Ⅲ 県内経済の活性化

1 社会基盤の整備

(1) 公共事業の整備促進、既存ストックの長寿命化対策等の前倒し

公共事業を124億円上積みし、当初とあわせて、前年度を17%上回る規模を確保するとともに、単独事業は橋梁や道路の補修などを中心に前年度比67%増

() は事業費ベース

	20当初 予算 ①	20補正 +21当初 ②	今回追加 ③	合 計 ②+③=④	伸 率 ④/①
直轄・ 補助事業等	692億円 (954億円)	677億円 (968億円)	92億円 (137億円)	769億円 (1,105億円)	111.2% (115.8%)
単独事業	86億円	112億円	32億円	144億円	167.1%
合 計	778億円 (1,040億円)	789億円 (1,080億円)	124億円 (169億円)	913億円 (1,249億円)	117.4% (120.1%)

予 算 額
(単位：千円)

㊦ 直轄、補助公共事業の前倒し (土木部、農林水産部)

9,181,698

【直轄事業】 事業費 1,549百万円

○道路事業	(中部縦貫自動車道(永平寺大野道路)など5箇所)	645百万円
○河川事業	(九頭竜川、北川)	692百万円
○砂防事業	(真名川)	20百万円
○港湾・海岸事業	(福井港・敦賀港)	192百万円

【補助事業】 事業費 7,633百万円

○道路事業	(国道158号、坂本高浜線など56箇所)	3,651百万円
○橋梁補修	(国道305号(新保橋)など11箇所)	823百万円
○河川事業	(荒川など6箇所)	990百万円
○砂防事業	(野坂川など7箇所)	270百万円
○港湾事業	(鷹巣港、和田港)	740百万円
○街路事業	(戸谷片屋線)	160百万円
○下水道事業	(九頭竜川流域下水道)	42百万円
○治山事業	(勝山市北谷町など2箇所)	67百万円
○造林事業	(540ha)	135百万円
○林道事業	(剣ヶ岳線、越前南部線など14箇所)	226百万円
○漁港・大型魚礁・海岸事業	(越前漁港、小浜漁港など7箇所)	529百万円

㊦ 単独事業の前倒し (土木部、農林水産部)

3,224,241

橋梁等の既存施設の長寿命化対策や、河川の浚渫、消雪設備の整備など安全安心を確保する基盤整備等を前倒して実施します。

○橋梁長寿命化対策 353 百万円
橋梁の長寿命化修繕計画に基づく緊急輸送道路橋梁等の予防修繕(14箇所)

○安全安心を守る道路事業 1,147 百万円
車、歩行者等の安全、快適度向上につなげる道路整備
〔 狭隘道路の拡張 5箇所、舗装・トンネル補修 24箇所
消雪設備の整備 18箇所 〕

○安全安心を守る河川事業 242 百万円
護岸の改修および浚渫計画の推進 (河川浚渫 16箇所ほか)

○海岸保全施設、公園施設の改修 122 百万円
(坂井市浜地海水浴場、敦賀港金ヶ崎緑地)

○観光ルートにおける安全安心な道路保全 270 百万円
〔 高視認性区画線の整備 143箇所、道路案内板の充実 21箇所
道路防護柵やスノーシェッド、トンネルの補修 21箇所 〕

○観光拠点等へのアクセス道路整備 690 百万円
舞鶴若狭自動車道など、基幹道路や観光拠点へのアクセス道路の整備
〔 小浜上中線(4車線化)
中小屋武生線(南条スマートICアクセス道路拡幅)など13箇所 〕

○魚道、河川管理用道路の整備 97 百万円
(永平寺川など15箇所)

○㊦水島侵食対策調査 30 百万円
水島(敦賀市)の侵食原因の分析と対策の検討

○㊦砂防えん堤長寿命化対策の推進 139 百万円
砂防えん堤の除石、透過型化による長寿命化 (6箇所)

○㊦山ぎわ放置竹林整備 35 百万円
景観や安全対策のための放置竹林の整備(160箇所)

○㊦未利用ため池防災対策 32 百万円
利用頻度の少なくなった農業用ため池の改修や周辺整備の支援(6箇所)
補助率 2/3 (市町 1/3)

○治山・漁港施設の保全対策 67 百万円
(治山事業 18箇所、漁港施設の補修12箇所)

財 源 経済交付金

I 雇用対策

(1) 新たな雇用の創出(1,100人の雇用創出追加)

予 算 額
(単位:千円)

- ㊦ 緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業(産業労働部労働政策課) ※詳細は別紙
「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を積み増し、離職者等に対して次の雇用までの短期
の雇用・就業機会を創出する事業を追加して実施します。
事業内容 県が実施する雇用創出事業 (520人分の雇用創出) (5.9億円) 基金積立金 4,230,983
市町が実施する雇用創出事業 (480人分の雇用創出) (5.4億円) 基金事業費 1,129,940

基金の積立

	20 補正	6月補正	計
緊急雇用創出事業臨時特例基金	17.4 億円	42.3 億円	59.7 億円

実施事業

21 当初	6月補正	計	～23 年度
9.6 億円 [1,200 人]	11.3 億円 [1,000 人]	20.9 億円 [2,200 人]	38.8 億円

[] 内は雇用予定人数

- ㊧ 離転職者等能力開発推進事業(産業労働部労働政策課) 22,050
民間教育訓練機関等による離職者等を対象とした職業訓練を拡充し、再就職に向けた職業能力の向上を支援します。
拡充内容 IT系、介護系等の基礎的訓練の拡充
定員を100人増(当初計画440人→540人)
財 源 国庫委託金

(2) 就職支援策の充実

- ㊨ 新規学卒者臨時就職面接会開催事業(産業労働部労働政策課) 2,367
新規学卒者に対する就職面接会を、春・夏の開催に追加して開催し、就職活動を支援します。
実施時期 21年9月下旬(当初予算で5～7月実施)
対 象 者 22年3月大学、短大、高校等卒業予定者
参加企業 約100社
財 源 経済交付金

- ㊩ 求職者支援センター巡回相談支援事業(産業労働部労働政策課) 雇用基金事業 3,788
求職者支援センター(21年4月設置)の相談員を1名増員し、定期的に市町を訪問して最新求人情報の提供、生活相談を行うなど、離職者の早期再就職を支援します。
事業内容 生活・就労相談、出張相談会の実施
相談員を1名増員(当初予算で3名の相談員を配置)
財 源 緊急雇用基金

緊急雇用創出事業 (6月補正分)

担当部	業 務 内 容	募集 期間	雇用 期間	採用予 定人数
土木部	観光地へのアクセス道路を中心とした、草刈り、 ゴミ拾い等の道路環境美化	9/10～	10/10～ 12/10	85人
	県管理の河川敷における草刈り、清掃活動、自転車 やタイヤなど大型ゴミを含めた回収および処分	9/10～	10/10～ 12/10	72人

最低制限価格制度・低入札価格調査制度の改正について

1 改正の趣旨

地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せの防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、新しい中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格制度および低入札価格調査制度を改正し、7月21日から適用します。

2 改正の内容

(1) 最低制限価格制度（予定価格が2億円以下の工事が対象）

ア 最低制限価格の設定方法

《改正前》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費 $\times 0.95$ ・ 共通仮設費 $\times 0.90$ ・ <u>現場管理費 $\times 0.60$</u> ・ 一般管理費 $\times 0.30$	} 合計額 $\times 1.05$
【設定範囲】	
予定価格の <u>$2/3 \sim 8.5/10$</u> の範囲内	

《改正後》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費 $\times 0.95$ ・ 共通仮設費 $\times 0.90$ ・ <u>現場管理費 $\times 0.70$</u> ・ 一般管理費 $\times 0.30$	合計額 $\times 1.05$
【設定範囲】	
予定価格の <u>$7/10 \sim 9/10$</u> の範囲内	

(2) 低入札価格調査制度（予定価格が2億円超の工事が対象）

ア 調査基準価格の設定方法（調査基準価格を下回った場合は低入札価格調査を実施）

《改正前》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費 $\times 0.95$ ・ 共通仮設費 $\times 0.90$ ・ <u>現場管理費 $\times 0.60$</u> ・ 一般管理費 $\times 0.30$	合計額 $\times 1.05$
【設定範囲】	
予定価格の <u>$2/3 \sim 8.5/10$</u> の範囲内	

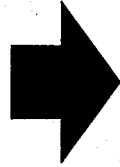
《改正後》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費 $\times 0.95$ ・ 共通仮設費 $\times 0.90$ ・ <u>現場管理費 $\times 0.70$</u> ・ 一般管理費 $\times 0.30$	合計額 $\times 1.05$
【設定範囲】	
予定価格の <u>$\frac{7}{10} \sim \frac{9}{10}$</u> の範囲内	

イ 失格基準価格の設定方法（失格基準価格を下回った場合は失格）

《改正前》

【算定式】	
・ 直接工事費×0.75	} 合計額 ×1.05
・ 共通仮設費×0.70	
・ <u>現場管理費×0.60</u>	
・ 一般管理費×0.30	



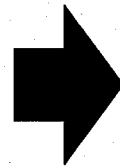
《改正後》

【算定式】	
・ 直接工事費×0.75	} 合計額 ×1.05
・ 共通仮設費×0.70	
・ <u>現場管理費×0.70</u>	
・ 一般管理費×0.30	

※この改正に併せ、**失格判断基準**（低入札価格調査で失格か否かを判断する場合に用いる基準）の一部も次のとおり改正

《改正前》

・ 直接工事費×0.75
・ 共通仮設費×0.70
・ <u>現場管理費×0.60</u>
・ 一般管理費×0.30
上記のうちいずれかを 下回った場合は失格



《改正後》

・ 直接工事費×0.75
・ 共通仮設費×0.70
・ <u>現場管理費×0.70</u>
・ 一般管理費×0.30
上記のうちいずれかを 下回った場合は失格

3 適用日

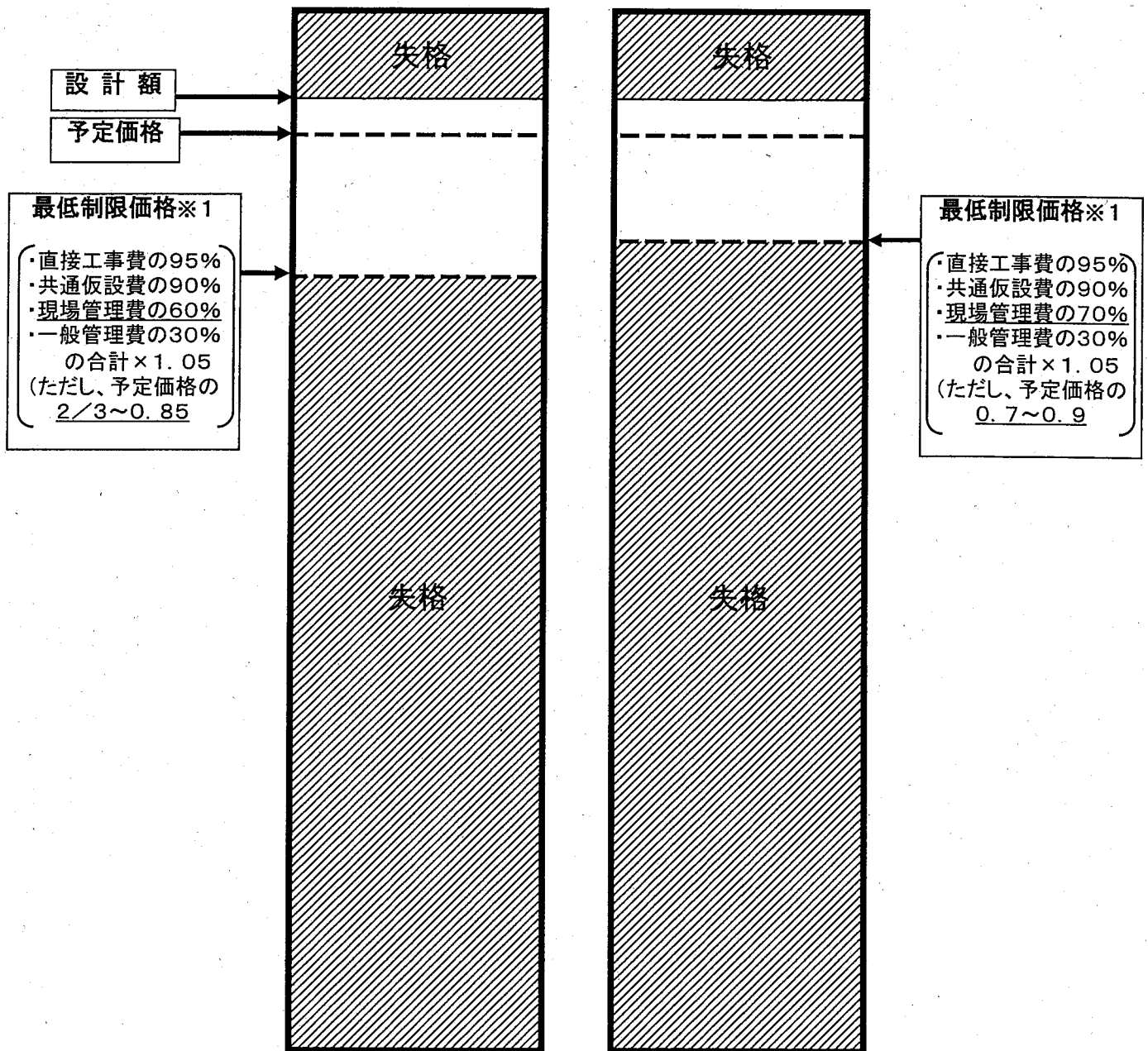
平成21年7月21日以降に入札公告を行う工事から適用

（※ 新制度による落札者決定は8月以降）

最低制限価格制度
 予定価格が2億円以下の場合

＜改正前＞

＜改正後＞



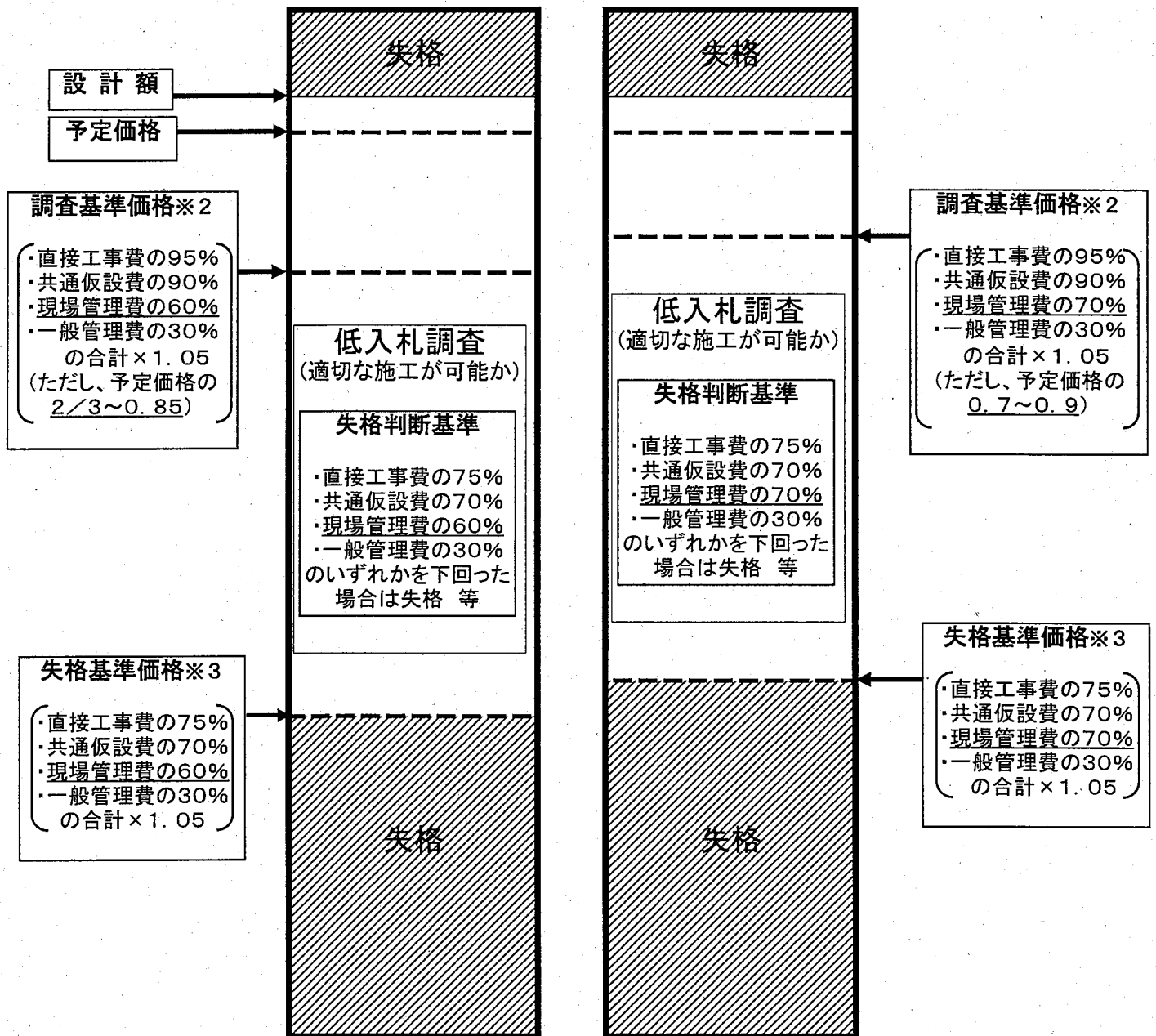
※1 総合評価落札方式の場合は、「総合評価失格基準価格」

低入札価格調査制度

予定価格が2億円を超える場合

<改正前>

<改正後>



※2 総合評価落札方式の場合は、「総合評価調査基準価格」

※3 総合評価落札方式の場合は、「総合評価失格基準価格」

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (工事に係る最低制限価格の設定方法) 第4条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、<u>予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内</u>でなければならない。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする</u>。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 第5条～第7条 略	第1条～第3条 略 (工事に係る最低制限価格の設定方法) 第4条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、<u>予定価格に3分の2を乗じて得た額から予定価格に100分の85を乗じて得た額までの範囲内</u>でなければならない。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>10分の85を超える場合は100分の85とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする</u>。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の60を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 第5条～第7条 略

附 則

- この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 改正後の第4条の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）および工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 最低制限価格制度は、予定価格が2億円以下の工事および委託業務（以下「工事等」という。）に係る入札に適用するものとする。

(最低制限価格)

第3条 契約担当者は、工事等に係る入札において、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

(工事に係る最低制限価格の設定方法)

第4条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、委託業務に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。

2 前項の割合は、別表に掲げる区分に応じ別表に定める算出式により得た額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、工事等に係る入札をする前に、入札参加資格者に対して当該入札において最低制限価格制度を適用する旨を周知する。

(落札者の決定)

第7条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分		算出式
設計	土木	(直接人件費＋直接経費＋技術経費×5/10＋諸経費×5/10)
	建築	(直接人件費＋特別経費＋技術等経費×5/10＋諸経費×5/10)
測量 (用地測量を含む。)		(直接測量費＋測量調査費＋諸経費×3/10)
調査	地質調査	(直接調査費＋間接調査費＋解析等調査業務費×7/10＋諸経費×3/10)
	補償調査	(直接人件費＋直接経費＋技術経費×5/10＋諸経費×5/10)
	道路・河川 環境調査等	(直接人件費＋直接経費＋技術経費×5/10＋諸経費×5/10)

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (調査基準価格) 第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額(予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 (失格基準価格) 第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に100分の7を乗じて得た額、現場管理費に100分の7を乗じて得た額および一般管理費に100分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 失格基準価格に満たない価格をもって行つた入札は、失格とする。 第6条～第10条 略	第1条～第3条 略 (調査基準価格) 第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額(予定価格に3分の2を乗じて得た額から予定価格に100分の85を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の85を超える場合は100分の85とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の60を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 (失格基準価格) 第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に100分の7を乗じて得た額、現場管理費に100分の6を乗じて得た額および一般管理費に100分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 失格基準価格に満たない価格をもって行つた入札は、失格とする。 第6条～第10条 略

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
別表（第7条関係） 失格判断基準 ア・イ 略 ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合 （1）品質確保および安全確保について、支障がある場合 ①・② 略 ③ 現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合 ④・⑤ 略 （2）略 エ・オ 略	別表（第7条関係） 失格判断基準 ア・イ 略 ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合 （1）品質確保および安全確保について、支障がある場合 ①・② 略 ③ 現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の60%未満の場合 ④・⑤ 略 （2）略 エ・オ 略

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第5条および別表の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格が2億円を超える工事に係る入札に適用する。

(調査基準価格等の設定)

第3条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事においては、予定価格のほか、調査基準価格および失格基準価格を設定するものとする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。）に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に10分の7を乗じて得た額、現場管理費に10分の7を乗じて得た額および一般管理費に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって行った入札は、失格とする。

(入札参加者への周知等)

第6条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事に係る入札をする前に、入札参加資格者に対して当該入札において低入札価格調査制度を適用する旨を周知する。

2 入札の結果、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札が行われた場合、契約担当者は、落札の決定を保留する。

(調査の実施および提出書類)

第7条 契約担当者は、入札金額が失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をしたものが、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張がある場合におけるその適

否

(3) 当該入札者の経営状態

(4) その他契約担当者等が必要と認める事項

2 調査に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

(1) 低入札価格調査表(様式第1号)

(2) 入札金額の積算内訳等(様式第2号、第2号の2)

(3) 手持工事の状況等(様式第3号、第3号の2)

(4) 手持資材の状況(様式第4号)

(5) 資材購入先および購入先と入札者の関係(様式第5号)

(6) 手持機械類の状況(様式第6号)

(7) 労務者の具体的供給見通し(様式第7号)

(8) 建設副産物の抛出地(様式第8号)

(9) その他必要な調査事項に関する書類

3 第1項の調査は、別表に定める失格判断基準に基づき行うものとし、いずれかの基準に該当する場合は、失格とする。

(指名委員会への意見聴取)

第8条 前条の調査の結果、落札者を決定しようとする場合、契約担当者は調査の結果および意見を記載した書面を指名委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

(指名委員会の審査および意見の表示)

第9条 指名委員会は、前条の規定により契約担当者等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示するものとする。

(指名委員会の意見に基づく落札者の決定)

第10条 契約担当者は、前条の規定により表示された指名委員会の意見に基づき、最低価格入札者を落札者とし、または最低価格入札者を落札者とせず、失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とするものとする。

2 契約担当者は、落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知する。

3 契約担当者は、前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対して落札者とならない旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年3月1日以降の入札公告から施行する。

2 施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条および別表の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

失 格 判 断 基 準

要領による項目	細 目	内 容
ア 低入札価格調査に協力しないとき	(1)低入札調査資料の提出がない場合または提出された低入札調査資料に不備がある場合	低入札価格調査制度実施要領に定める提出書類(様式、添付資料および根拠資料)に関する一切の資料を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。が、指定した期限までに提出されないとき(提出資料が、一部でも不足している場合を含む。))
		低入札調査資料が提出されたものの記載内容等に不備があり、事情聴取が実施できない状態である場合(ただし、軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、低入札調査資料の提出者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。))を除く。)
		事情聴取に応じない場合(事情聴取実施日時に遅れた場合(ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。))を含む。
イ 設計仕様書等の品質等を満足していない場合	(2)事情聴取に応じない場合	事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
		事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
		業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、設計図書、仕様書で定める数量、工法および施工条件を一部でも満足していない場合。
イ 設計仕様書等の品質等を満足していない場合	(1)設計仕様書等の品質等を満足していない場合	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書または仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合
	(2)工事現場および周辺の地理的条件等を考慮していない場合	工事の施工手順について、工事現場および周辺の地理的条件等を考慮した計画になっていない場合

要領による項目	細 目	内 容
ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	①	直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合
	②	共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
	③	現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
	④	一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合
	⑤	総合評価落札方式における技術提案に係る経費が、積算内訳書に計上されていない場合
(2)法令違反や下請業者等へのしわ寄せがある場合	①	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合
	②	調査対象工事の積算根拠とした下請予定業者、資材購入予定業者等の見積書(以下、この表において「下請見積書」という。)の内容および徴収方法が、適正と認められない場合
	③	下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合
	④	下請予定業者等からの聞き取り等により、下請見積書の記載価格がいずれも「指し値」である等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合

商号または名称：
工 事 名：

(1) その価格により入札した理由					【詳細】 様式第2号
(2) その価格で本工事が施工可能であるという理由					【詳細】 様式第2号の2
① 対象工事付近における手持ち工事の状況					【詳細】 様式第3号
② 対象工事に関連する手持ち工事の状況					【詳細】 様式第3号の2
③ 手持ち資材の状況					【詳細】 様式第4号
④ 今回見積もつた材料の品質等級					
⑤ 資材購入先および購入先と貴社との関係（市場価格より低価格の場合はその理由）					【詳細】 様式第5号
⑥ 手持ち機械類の状況					【詳細】 様式第6号
(3) 労働者等の具体的供給の見通しおよびその単価（市場価格より低価格の場合はその理由）					【詳細】 様式第7号
(4) 過去3か年間に受注した公共工事名					
発注者					
規模（謝礼金額）					
(5) 貴社の経営状況（直近の収支決算書の写しを添付）					
(6) 建設副産物の搬出地					【詳細】 様式第8号

※数量拾い出し表、下請け（専門業者）の資材見積書、下請け（専門業者）の資材関係発注先入札価格をもって当該工事が施工可能であることを証明する資料等をヒアリング時に持参してく

要領による項目	細 目	内 容
工 建設副産物の処理が適正でない場合	(1)建設副産物、建設発生土および資材に関する運搬計画が適正でない場合	① 下請見積書を提出した者が、運搬に関する必要な許可を受けていない場合(当該許可は下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。)
		② 建設副産物または建設発生土の搬出先が適正でない場合
	(2)上記(1)のほか、入札参加資格委員会が、建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合	
	才 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	(1)法令違反がある場合
(2)契約上の基本事項違反等のある場合		① 適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合
(3)品質確保、安全管理その他工事に必要な施工体制が適正でない場合		① 下請見積書を提出した者が、工事に必要な許可を受けていない場合(当該許可は、下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。)
		② 品質確保体制(人員計画、工種別品質管理計画および工種別出来形管理計画)が適正であることを確認できない場合
(4)上記(1)～(3)のほか、入札参加資格委員会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められた場合		③ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等・点検計画・仮設の設置計画および交通誘導員配置計画)が適正であることを確認できない場合

[illegible]

【記載要領】

- 【記載要領】 1 仕様書に対応する内記書とする。
2 入札時に提出した見積根拠資料および他の調査様式の記載内容と整合のとれた内記書とする。

[illegible]

【記載要領】

- 1 本俸式は、積算内訳書の直接工事費に対する明細を記載する。
- 2 計上する金額は、計費の根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならぬものと、具体的な額は、過去1年間の取引実績に基づいて請う定業者(入札者が直接仕事を請け負わせ、そのことを予定する下請負人という。以下同じ。)等の見積り、自社の資機材や仕島の活用を予定する場合)は、原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- 3 自社労務者に関する費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(配置予定技術者等)に関する費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- 4 工事内容によって、本構式の項目により難しい場合は、適宜変更して差し支えないものとする。

共通仮設費

内 訳	内 容	計上	積算方法	金 額	積算金額で工事が施工可能な理由
運搬費	重建設機械分解組立輸送費(積上げ分)				
	機械器具の運搬に要する費用				
	現場内における器材の運搬に要する費用				
準備費	準備および跡片付けに要する費用				
	調査、測量、丁張り等に要する費用				
	伐開、整地および除草に要する費用				
安全費	交通管理に要する費用				
	安全施設等に要する費用				
	安全管理等に要する費用				
	上記以外に工事施工上必要な安全対策等に要する費用				
役務費	土地の借上げに要する費用				
	電力、用水等の基本料				
技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用				
	出来形管理のための測量等に要する費用				
	工程管理のための資料の作成に要する費用				
	上記以外に技術管理上必要な資料の作成に要する費用				
営繕費	現場事務所、試験室等の営繕に要する費用				
	労働者宿舍の営繕に要する費用				
	倉庫および材料保管場の営繕に要する費用				
	労働者の輸送に要する費用				
	営繕費に係る敷地の借上げ費用				

※該当する項目について記入すること。積算に当たり、特に経費を削減した項目についてはその理由を記載すること。

現場管理費

内 訳	内 容	計上	積算方法	金 額	積算金額で工事が施工可能な理由
労務管理費 (現場労働者に係る費用)	募集、解散に要する経費(赴任旅費、解散手当含む。)				
	慰安、娯楽および更生に要する費用				
	直接工事費等に含まれない作業用具および作業用被服の費用				
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用				
	労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用				
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用および研修訓練等に要する費用				
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課				
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険等				
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火災手当等)および賞与				
退職金	現場従業員の退職金および退職金				
法定福利費	現場従業員および現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額				
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用				
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費				
通信交通費	通信費、交通費および旅費				
交際費	現場へ来客等の応対に要する費用				
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補償費および騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費				
外注経費	工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費				
工事登録等に要する費用	工事実績の登録等に要する費用				
雑費	上記以外の諸費用				

※該当する項目について記入すること。積算に当たり、特に経費を削減した項目についてはその理由を記載すること。

一般管理費

内 訳	内 容	計上	積算方法	金 額	積算金額で工事が施工可能な理由
役員報酬	取締役および監査役に対する報酬				
従業員給料手当	本店および支店の従業員に対する給料、諸手当および賞与				
退職金	退職給与手当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員および従業員に対する退職金				
法定福利費	本店および支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法廷の事業主負担額				
福利厚生費	本店および支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用				
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等				
事務用品費	事務用品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費				
通信交通費	通信費、交通費および旅費				
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用				
調査研究費	技術研究、開発等の費用				
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用				
交際費	本店および支店などへの来客等の対応に要する費用				
寄付金					
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料				
原価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の償却額				
試験研究費償却	新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額				
開発費償却	新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額				
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税等の租税および道路占有料、その他の公課				
保険料	火災保険およびその他の損害保険料				
契約保証費	契約の保証に必要な費用				
雑費	電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会および協会活動等諸回体会費等の費				

※該当する項目について記入すること。積算に当たり、特に経費を削減した項目についてはその理由を記載すること。

様式第3号(第7条関係)

手持工事の状況(対象工事現場付近)

工 事 名	発注者	工 期	金 額(円)	備 考 (元請、下請の別)
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				
【経費削減可能額およびその計数的根拠】				

【記載要領】
1 本様式には、契約対象工事現場付近(半径10km以内程度)での手持ち工事について記載する。
2 「経費削減可能額およびその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら削減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象工事の工事費の削減に寄与しない場合は、「削減対象外」と記載する。

手持資材の状況

[illegible]

本様式には、契約対象工事と同種または類似の手持ち工事について記載する。

1 「経費削減可能額およびその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの

2 経費をいくらか削減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象工事の工事費の縮減に寄

与しない場合は、「縮減対象外」と記載する

1 契約対象工事で使用する予定の手持資材(工事に直接使用する資材だけではなく、仮設資材、保安資材、備品、測量・試験機材等契約対象工事で使用を予定している全ての資材を対象とする)の状況について記載する。

2「単価(原価)」の欄には、手持資材の原価を記載する。

例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については廃耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

3 「調達先(時期)」の欄には、手持資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

不足数量の手当が必要な場合は、資材購入予定先一覧(様式第5号)にもその内容を記載する。

手持機械の状況

[illegible]

【記載要領】

- 1 契約対象工事で購入を予定している資材(工事に直接使用する資材だけでなく、仮設資材、保安資材、
2 備品、機材等契約対象工事で使用を予定している全ての資材を対象とする)および購入先等について
3 記載する。
4 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受け、購入予定業者との関係は、当該業者の取引実
5 績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
6 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。(例)協力会
7 社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数も()書きで記載する。
8 手持資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合には本様式に記載するものとし、
9 「単価」の欄には自社の製造部門が第三者と取引した際の販売条件または製造原価(いずれも過去1
10 年以内のものに限る。)を、「購入先名」の欄には当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

[illegible]

【記載要領】

- 1 契約対象工事で使用する予定の手持ち機械(車両等を含む)の状況を記入する。
- 2 「単価(原価)」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する。例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む)。を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

建設副産物等の搬出地

[illegible]

【記載要領】

- 【契約対象工】 1 1 契約対象工事で配置を予定している全ての労働者の確保計画を記載する。工種別、職種別の人員を記載する。
- 2 2 自社労働者と下請労働者とを区別し、自社労働者については労働単価、員数とも()内に外書きする。
- 3 3 自社労働者2名、下請労働者12名の場合は、「12(2)」と記載する。
- 4 4 「労働単価」の欄には、経費を除いた労働者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
- 5 5 「員数」の欄には、使用する労働者の延べ人数を記載する。
- 6 6 「下請会社名等」の欄には、労働者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。また、取引年数を()書きで記載する。(例)協力会社：同族会社、資本提携会社等

[illegible]

【記載要領】

- 1 契約対象工事で発生するすべての建設副産物等について記入する。
- 2 「受入れ価格」の欄には、建設副産物等の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第11条 略 (総合評価調査基準価格) 第12条 予定価格が2億円を超える工事においては、予定価格に次項の規定により算定された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（以下「総合評価調査基準価格」という。）に満たない価格で申込みが行われた場合は、次条の調査を実施することにより、その価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は、10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 第13条 略 (総合評価失格基準価格) 第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に100分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に100分の7を乗じて得た額および一般管理費相当額に100分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 予定価格が2億円以下の工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、第12条に規定する総合評価調査基準価格の算出方法と同様の方法により算出する。 第15条～第20条 略 附 則 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。 2 改正後の第12条、第14条、別記1および別記2の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。	第1条～第11条 略 (総合評価調査基準価格) 第12条 予定価格が2億円を超える工事においては、予定価格に次項の規定により算定された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（以下「総合評価調査基準価格」という。）に満たない価格で申込みが行われた場合は、次条の調査を実施することにより、その価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の85を超える場合は、100分の85とし、3分の2に満たない場合は3分の2とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の60を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 第13条 略 (総合評価失格基準価格) 第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に100分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に100分の6を乗じて得た額および一般管理費相当額に100分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 予定価格が2億円以下の工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、第12条に規定する総合評価調査基準価格の算出方法と同様の方法により算出する。 第15条～第20条 略

「土木一式」 評価基準表 (例)

改正前

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事）の過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○]	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5
			未取得	0.0	0.0
配 置 予 定 技 術 者 の 点 数 3 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの。	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの。	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの。	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○]	配置予定技術者について、過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	有	1.0	1.0
			無	0.0	0.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所（本店含む）有	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所（本店含む）有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県、福井県内の市町、国土交通省（福井県内の事務所）のいずれかと緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結有	1.0	1.0
			災害協定の締結無	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無（過去2年間）	実績有	1.0	1.0
			実績無	0.0	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種（別表1参照）において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
満点				30.0	15.0

注意1：実績評価（B）、（C）、（D）は単純合計し、最大15点とする。

注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

WT0案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意3：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

「土木一式」 評価基準表 (例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事）の過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5
			未取得	0.0	0.0
技 配 置 予 定 技 術 者 の 3 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	配置予定技術者について、過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	経験あり	1.0	1.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所（本店含む）あり	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所（本店含む）あり	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	1.0
			災害協定の締結なし	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	過去2年間に於ける県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無	実績あり	1.0	1.0
			実績なし	0.0	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目に県産品を活用する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
満点				30.0	15.0

注意1：実績評価（B）、（C）、（D）は単純合計し、最大15点とする。

注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

※0案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意3：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1 再度の施工または修補

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加算項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額＝ $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額＝ $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

県は（1）または（2）に加えて、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点の再計算を行った結果、受注者の落札時における評価値を満たしていない場合には、10点減点する。

4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1 再度の施工または修補

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加算項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加算評価された技術提案、配置予定技術者、県内企業および県産品の活用に係る評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加算評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 配置予定技術者は申請時の者を配置すること。

・・・・・・（経験1.5点、資格1.0点、優良工事1.0点）

3 別表1の指定工種は全て県内企業を下請けとして活用する・・・0.5点

4 別表1の指定品目は全て県産品を活用する・・・0.5点

注：契約後は特約事項として枠部分を記入し、契約書に閉じ込む。

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、所管部長等(福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第4条第4項第4号ハの規定により、かいの長に契約の締結を委任された工事にあっては、かいの長。以下同じ。)が技術的な工夫の余地がある工事のうち総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めたものとする。

(評価方式)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たっては、対象工事の規模および技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。

(1) 実績評価型(簡易型)

同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価する評価方式

(2) 技術提案型(標準型)

技術提案(同種工事の経験、工事成績等を含む。以下同じ。)と入札価格を一体として評価する評価方式

(入札方式)

第4条 総合評価落札方式は、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札または制限付き一般競争入札(事後審査型)により行うものとする。

(総合評価審査会)

第5条 総合評価落札方式に係る事務を執行するため、本庁または各出先機関において総合評価審査会(以下「審査会」という。)を設置し、運営することとする。

2 本庁における審査会については、所管部長等を委員長とし、その他の委員については、所管部長等が指定する者をもって構成する。

3 出先機関における審査会については、出先機関の長を委員長とし、その他の委員については、出先機関の長が指定する者をもって構成する。

4 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 総合評価落札方式を行うことの適否の決定

(2) 総合評価落札方式における落札者決定基準の決定

(3) 技術資料に関する審査および評価

(学識経験者の意見の聴取)

第6条 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)により構成される福井県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(総合評価落札方式における公告の記載事項)

第7条 総合評価落札方式における公告は、別添公告(案)を参考に作成するものとする。

2 総合評価落札方式における公告には、特定調達契約に係る一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札実施要領または制限付き一般競争入札(事後審査型)実施要領に明示することが定められている事項のほか、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 当該工事が総合評価落札方式の対象となる工事であること。

- (2) 総合評価の方法および落札者の決定方法
- (3) 総合評価における失格基準
- (4) 技術提案等に係る内容の履行の確保に関する方法
- (5) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項

(評価基準および評価の方法)

第8条 総合評価落札方式における評価項目、評価基準等については、別記1を参考として設定するものとする。

- 2 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）と技術評価点（各評価項目の評価に応じて与えられる加算点の合計。技術提案型（標準型）は最高30点、実績評価型（簡易型）は最高15点とする。）の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価点＝標準点＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格

(技術資料の提出)

第9条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、次に掲げる提出期限までに技術資料を提出しなければならない。

公告の日から起算して原則として15日以上（休日を含む。）

- 2 技術資料の様式については、次に掲げるとおりとし、評価項目の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。

- (1) 技術資料提出書（様式第1号）
- (2) 技術提案（1）品質に係る提案（様式第2号）
- (3) 技術提案（2）施工上の課題に係る提案（様式第3号）
- (4) 技術提案（3）工程に係る提案（様式第4号）
- (5) 工程表（様式第4号の2）
- (6) 技術提案（4）安全に係る提案（様式第5号）
- (7) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第6号）
- (8) 企業の工事成績算出対象工事（様式第7号）
- (9) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第8号）

- 3 技術資料の内容、提出方法、提出期間、提出場所その他の必要な事項については、公告に明示しなければならない。

- 4 技術資料の提出方法は、原則として電送とし技術資料の容量が規定の容量を超える場合は郵送または持参により行う。

- 5 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

- 6 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。

- 7 技術資料の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。

(技術資料の審査および入札参加資格等の確認)

第10条 入札参加資格（以下「資格」という。）の確認については、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札（事後審査型を除く。）の場合は技術資料の審査と併せて行い、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後に行う。また、各方式による資格の確認期間、技術資料の審査期間は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 技術提案型（標準型）

技術資料、入札参加資格確認資料または応募資料（以下「資料」という。）の提出を受けた日の翌日から起算して原則として30日以内（休日を含む。）

- (2) 実績評価型（簡易型）

入札書提出締切日の翌日から起算して原則として7日以内（休日を除く。）。ただし、予定価格が2億円を超える工事にあっては、前号のとおりによることとする。

- 2 技術資料の審査については、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札の場合は、資料を提出した者に対して行い、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、発注機関が入札参加資格確認資料の

提出を求めた者に対して行うこととする。

3 技術提案の内容について疑義がある場合は、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(技術提案型(標準型)の入札の執行)

第11条 開札は、入札参加資格の確認の通知を行った日の翌日から起算して、原則として10日後(休日を除く。)に行うものとする。

(総合評価調査基準価格)

第12条 予定価格が2億円を超える工事においては、予定価格に次項の規定により算定された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額(以下「総合評価調査基準価格」という。)に満たない価格で申込みが行われた場合は、次条の調査を実施することにより、その価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するものとする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は、10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(調査の実施)

第13条 契約担当者は、入札金額が総合評価失格基準価格以上で、かつ、総合評価調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をしたものが、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他契約担当者等が必要と認める事項

2 前項の調査については、低入札価格調査制度実施要領第7条第2項および第3項の規定を準用する。

(総合評価失格基準価格)

第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に100分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に100分の7を乗じて得た額および一般管理費相当額に100分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

2 予定価格が2億円以下の工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、第12条に規定する総合評価調査基準価格の算出方法と同様の方法により算出する。

(失格基準)

第15条 次のいずれかに該当する者のした入札は、失格とするものとし、その旨を公告に明示するものとする。

- (1) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者
- (2) 総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

(落札者の決定)

第16条 入札執行者が落札者を決定しようとするときは、提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしている入札者のうち、評価値の最も高い者を、落札候補者とする。

2 前項の規定により落札候補者が決定した場合は、落札保留の日から原則として7日(休日を除く。)以内に落札者を決定するものとする。

- 3 総合評価調査基準価格を設定した場合には、総合評価失格基準価格以上で総合評価調査基準価格に満たない者のうち、評価値が高い者から3者について第13条に規定する調査を行った後、落札者の決定を行うものとする。
- 4 制限付き一般競争入札（事後審査）の場合には、予定価格の制限の範囲内で、総合評価失格基準価格以上の入札のうち、最低価格で応札した者から順に入札参加資格を確認し、入札参加資格要件に適合する者が確認できるまでこれを行い、その後、落札候補者を決定する。
- 5 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、学識経験者の意見を聴取した後、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（非落札者への理由説明）

- 第17条 非落札者のうち、落札者の決定の結果に対して不服がある者は、前条の通知の日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって発注機関の長に非落札理由の説明を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項の説明を求められた日から原則として7日（休日を含む。）以内に書面をもって回答するものとする。

（入札結果の公表）

- 第18条 発注機関の長は、落札者の決定後、総合評価落札方式の入札結果を入札情報サービスシステムで掲載するとともに、発注機関での閲覧の方法により速やかに公表するものとする。
- 2 入札結果一覧表には、落札者について、落札者であること、応募資格が確認されていることおよび落札決定日を表示するほか、次の事項を公表するものとする。
- (1) 入札参加者名
 - (2) 入札参加者の入札価格
 - (3) 入札参加者の評価点（審査対象者のみ）
 - (4) 入札参加者の評価値（審査対象者のみ）
 - (5) 失格となった者がいる場合にはその理由

（技術提案内容の履行の担保）

- 第19条 加點評価の対象となった技術提案の履行の担保については、次に掲げる事項を公告に明示するものとする。
- (1) 加點評価を行った技術提案等については、契約書に記載し、それらの提案内容が工事施工に当たって十分に履行されていない場合には、履行するように求めること。
 - (2) 技術提案等の履行を求めたにも関わらず、技術提案等が十分に履行されていないことが確認された場合には、契約額の減額を行うこととし、併せて、完了検査における工事成績を減点すること。
 - (3) 完了検査後に、技術提案が十分行われていなかったことが判明した場合には、再度の施工を求めるが、再度の施工が不可能な場合には、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 技術資料に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合があること。
- 2 技術提案内容の履行の担保の方法については、別記2によるものとする。

（その他）

- 第20条 この要領に定めのない事項およびこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。
- 3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月1日以降の入札公告から施行する。ただし、第19条第1項第2号および第3号の改正規定、別記1の改正規定（評価項目として「県内企業の下請への活用」および「県産品の活用」を加える部分に限る。）ならびに別記2の改正規定は、平成21年4月1日以降の入札公告から施行する。
- 2 施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 改正後の第12条、第14条、別記1および別記2の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

「土木一式」 評価基準表 (例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(B) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事）の過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5
			未取得	0.0	0.0
技 配 置 予 定 技 術 者 の 点 数 3 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	配置予定技術者について、過去2年間に於ける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	経験あり	1.0	1.0
			経験なし	0.0	0.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所（本店含む）あり	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所（本店含む）あり	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	1.0
			災害協定の締結なし	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	過去2年間に於ける県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無	実績あり	1.0	1.0
			実績なし	0.0	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目に県産品を活用する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
満点				30.0	15.0

注意1：実績評価（B）、（C）、（D）は単純合計し、最大15点とする。

注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

WTO案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意3：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

別記2

技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1 再度の施工または修補

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加点項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加点評価された技術提案、配置予定技術者、県内企業および県産品の活用に係る評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加算評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 配置予定技術者は申請時の者を配置すること。

・・・・・・（経験1.5点、資格1.0点、優良工事1.0点）

3 別表1の指定工種は全て県内企業を下請けとして活用する・・・・0.5点

4 別表1の指定品目は全て県産品を活用する・・・・0.5点

注：契約後は特約事項として枠部分を記入し、契約書に閉じ込む。

総合評価落札方式の留意点

1 土木工事

①工事成績

- ・平成21年7月から旧企業局についても平均点算出の対象
- ・土木一式等はH19、20の過去2年、建築・管・電気等はH17～20の過去4年（ただし平成22年度からは過去5年）
- ・県の工事成績を有しない場合は、近畿地方整備局（港湾空港除く）または北陸地方整備局（港湾空港関係のみ）の成績を対象

②県内下請け企業の活用

- ・県内企業の活用は、発注者が指定する工種について福井県内に主たる営業所を有する元請企業（福井県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が自ら施工する場合、または、一次下請け企業を全て福井県内に主たる営業所を有する企業から選定する場合に評価する。なお、二次下請以降は評価しない。
- ・指定工種での部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外企業40%）
- ・入札時に「下請け全てに県内企業を活用する」として加点した場合で、施工時に「県外企業に下請けする」変更は認めない。変更した場合は、ペナルティの対象とする。

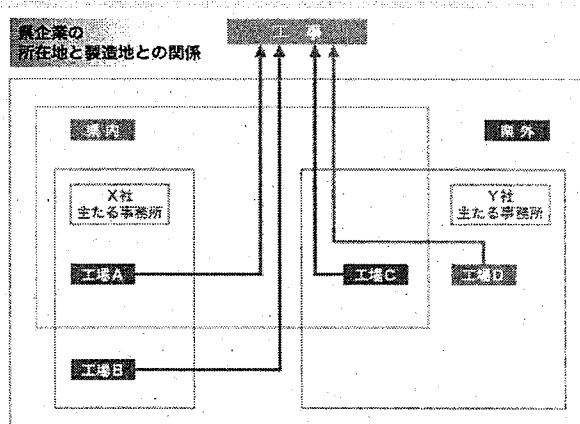
③県産品の活用

- ・当該工事での発注者指定の資材における県産品の活用計画を評価する。
- ・一資材の内、部分的な使用は評価しない。（例：県産品60%、県外品40%）
- ・県産品の定義を十分確認する。「福井県営繕課のホームページ参照」（リスト以外も対象）県内で生産された資材を含む。（例：コンクリート二次製品も対象とする。）
- ・入札時に「活用する」として加点した場合で、施工時に県外品に変更することは認められない。変更した場合は、ペナルティの対象とする。

県産品の定義（次の要件を全て満たすもの）
 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、
 組合等の建設資材または製品（右図参照）
 または県内で最終工程が施されている建設資材
 ・製品等

※県産品は、工場A、工場B、工場Cで製造したもの

※工場Dで製造した建設資材または製品等は除く。



2 建築工事

①工事成績

- ・平成21年7月から、旧企業局についても平均点算出の対象
- ・建築一式工事は平成17年度～平成20年度の4年間（ただし、平成22年度からは過去5年間）
- ・県の工事成績を有しない場合は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）または北陸地方整備局（港湾空港関係のみ）の成績を対象

②県内下請け企業

- ・県内企業の活用は、発注者が指定する工種以外について、一次下請け企業を全て福井県内に主たる営業所を有する企業から選定する場合、または、福井県内に主たる営業所を有する元請企業が自ら施工する場合に評価する。なお、二次下請け以降は評価しない。
- ・指定工種以外の工種での部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外企業40%）
- ・入札時に「指定する工種以外の下請けは全て県内企業を活用する」として加点した場合で、施工時に「県外企業に下請けする」変更は認めない。変更した場合は、ペナルティの対象とする。

③県産品の活用

- ・当該工事で発注者は県産品の活用品目数を指定し、指定した品目数以上の活用計画を評価する。
- ・一資材の内、部分的な使用は評価しない。
- ・県産品の定義を十分確認する。「福井県営繕課のホームページ参照」
- ・入札時に「県産材・品活用計画書」に記載した品目数が発注者指定の品目数以上あるとして加点した場合で、施工時に記載した品目数を下回することは認められない。下回る場合は、ペナルティの対象とする。

3 電気工事・管工事・機械器具設置工事等

①工事成績

- ・平成21年7月から、旧企業局についても平均点算出の対象
- ・電気工事・管工事・機械器具設置工事等は平成17年度～平成20年度の4年間（ただし、平成22年度からは過去5年間）
- ・県の工事成績を有しない場合は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）または北陸地方整備局（港湾空港関係のみ）の成績を対象

②県内下請け企業

- ・県内企業の活用は、発注者が指定する工種以外について、一次下請け企業を全て福井県内に主たる営業所を有する企業から選定する場合、または、福井県内に主たる営業所を有する元請企業が自ら施工する場合に評価する。なお、二次下請け以降は評価しない。
- ・指定工種以外の工種での部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外企業40%）
- ・入札時に「指定する工種以外の下請けは全て県内企業を活用する」として加点した場合で、施工時に「県外企業に下請けする」変更は認めない。変更した場合は、ペナルティの対象とする。

③県産品の活用

- ・当該工事で発注者は県産品の活用品目名およびその活用品目数を指定し、指定した品目数以上の計画を評価する。
- ・一資材の内、部分的な使用は評価しない。
- ・県産品の定義を十分確認する。「福井県営繕課のホームページ参照」
- ・入札時に「県産材・品活用計画書」に記載した品目数が発注者指定の品目数以上あるとして加点した場合で、施工時に記載した品目数を下回することは認められない。下回る場合は、ペナルティの対象とする。

建設業支援制度について（土木部関係）

福井県土木部土木管理課

入札制度関係

- ・一般競争入札における適切な地域要件の設定
- ・総合評価落札方式における地域貢献への評価の重視
- ・最低制限価格、失格基準価格等の引上げ、失格判断基準の導入等の低入札対策
- ・複数等級を対象とした入札の拡大

発注関係

- ・前倒し発注の促進（平成21年度上半期において発注率8割台を確保）
- ・分離・分割発注による地元発注の促進
- ・県産品の活用

契約関係

- ・建設業下請相談ホットライン
- ・請負代金債権の譲渡承諾（地域建設業経営強化融資制度等）
- ・部分払、精算払等の早期支払い

合併支援関係

（1）合併業者に対する入札参加資格審査（格付け）における特別項目点数の加点

- ・合併後3年まで……共通項目点数の10％を特別項目点数として加点
- ・合併後3年～5年…共通項目点数の5％を特別項目点数として加点

（2）合併業者に対する入札参加機会の確保

県内建設業者が合併する場合、新会社の入札参加機会を確保する特例措置を講じる。

ア 同一の土木事務所管内の合併の場合

合併後の新しい格付けによる入札参加を可能とするとともに、一定期間、合併前に有していた格付けによる入札参加も可能とする。

イ 異なる土木事務所管内の合併の場合

合併後、一方の管内に主たる営業所を置き、他の管内に従たる営業所を置いた場合、一定期間、当該従たる営業所を入札参加要件における主たる営業所とみなし、当該他の管内で合併前の業者が有していた格付けによる入札参加も可能とする。

※ 一定期間……特例措置を適用開始日の存する名簿の残期間および当該名簿の次期の有効期間

その他

- ・不良不適格業者の排除（営業所実態調査、資格審査における機械確認等の徹底）
- ・国等の発注工事における地元発注の要請

【問合先】 各土木事務所または福井県土木部土木管理課（TEL 0776-20-0468（直通））

建設業下請相談ホットラインの開設について

福井県土木部土木管理課

1 趣 旨

公共事業費の縮減、原油等の価格高騰によるコスト増などの社会経済情勢の激変により、下請業者からの請負契約に関する様々な相談が後を絶たないことから、福井県発注工事に関して、元請業者と下請業者間の請負契約上のトラブルに関する相談窓口として、「建設業下請相談ホットライン」を設置する。

2 相談窓口

土木事務所名	所在地	電話番号	相談内容等
福井土木事務所	910-0853 福井市城東 4-28-1	0776-24-5114 (直通)	県の発注工事に 関するトラブル
三国土木事務所	913-0043 坂井市三国町錦 4-2-68	0776-82-1111 (代表)	
奥越土木事務所	912-0016 大野市友江 11-14	0779-66-1221 (代表)	
丹南土木事務所	915-0882 越前市上太田町 42-1-1	0778-23-4545 (代表)	
敦賀土木事務所	914-0811 敦賀市中央町 1-7-36	0770-22-5448 (直通)	
小浜土木事務所	917-0241 小浜市遠敷 1-101	0770-56-2103 (直通)	
土木部土木管理課	910-8580 福井市大手 3-17-1	0776-20-0468 (直通)	上記および福井県建設工事紛争審査会の窓口

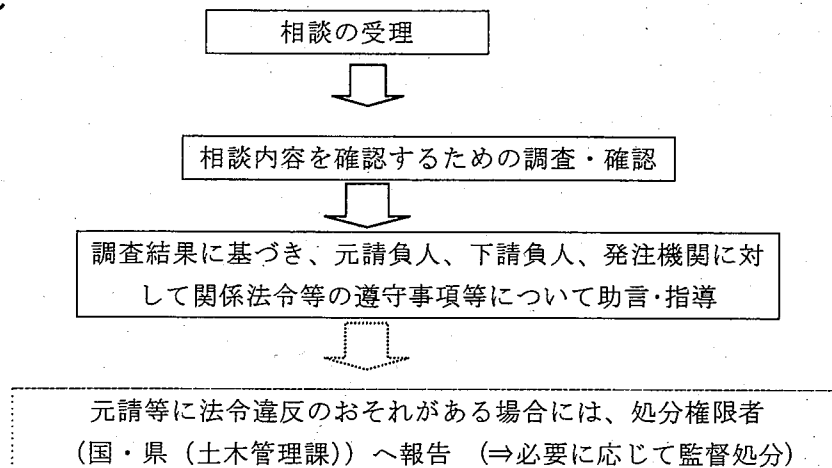
3 相談日と受付時間

平日の午前9時～午後5時まで

4 相談内容例

- ・元請と下請との間で書面による契約が行われていない。
- ・追加工事について、元請が書面による契約に応じてくれない。
- ・元請から原価割れの契約を強要された。
- ・下請代金から、契約書に定めがない経費が一方的に差し引かれた。 等

5 相談の流れ



6 開設日

平成20年8月1日

平成21年 6月19日

福井県土木部土木管理課

平成20年度における建設業営業所実態調査の結果について

県では、不良不適格業者を排除し、適切な工事施工を図るため、建設業者の営業所実態調査を実施していますが、平成20年度の実施状況および対応結果については、以下のとおりです。

記

1 営業所実態調査について

(1) 調査概要

建設業者の営業所に土木事務所と土木管理課の職員が出向き、建設業許可要件等の遵守状況を確認する。

(2) 主な調査対象業者

- ・建設業許可の更新時期を迎える業者
- ・施工体制点検の際、不適切な事項が認められた業者
- ・営業所を移転した業者
- ・経營業務管理責任者または専任技術者を変更した業者 等

(3) 調査内容

- ①営業所の有無、②許可標識の掲示、③経營業務管理責任者・営業所専任技術者の常勤性、④請負関係諸帳簿の有無 等

2 平成20年度の実施状況

従来、100件/年 程度を実施してきたが、適切な入札制度を確保する観点から、取組みを強化し、次のとおり実施した。

調査対象業者数	不適切事項があった業者数
426件	64業者

3 営業所実態調査に伴う対応結果

(1) 対応結果の概要

許可取消	廃業届あり	変更届あり	改善報告あり	指導中	計
3業者	8業者	20業者	27業者	6業者	64業者

(2) 主な不適切事項およびその対応

- ・倒産等により営業所が届出住所に存在しなかったことから、許可取消しを行った。
- ・建設業を営んでいなかったことから、業届提出を指導した。
- ・経營業務管理責任者、専任技術者が病気等のため不在であったため、変更届提出を指導した。
- ・営業所が移転しているにも関わらず変更届が提出されていないため、変更届提出を指導した。

地域建設業

経営強化融資制度 を利用しませんか？

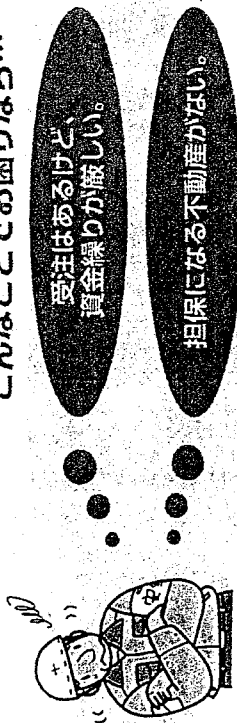


国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地域建設業経営強化融資制度について

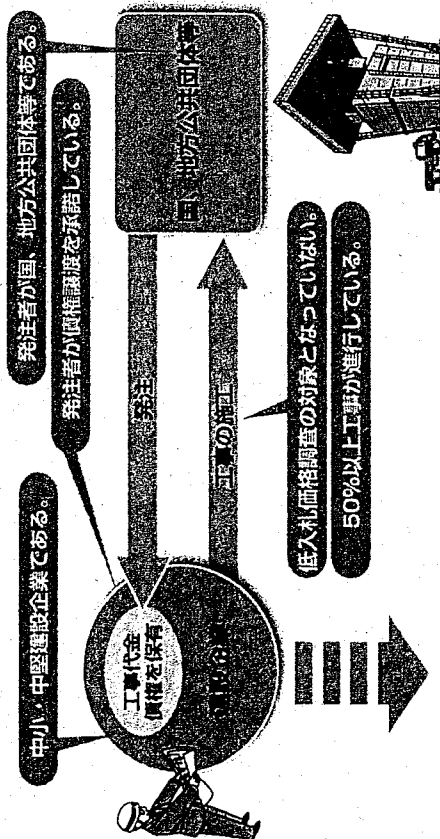
こんなことでお困りなら…



地域建設業経営強化融資制度を利用しましょう！

地域建設業経営強化融資制度を利用すると、
工事代金債権を担保に融資を受けることが可能です。
未完成部分の施工に要する資金も、
保証会社の金融保証により融資が受けやすくなります。

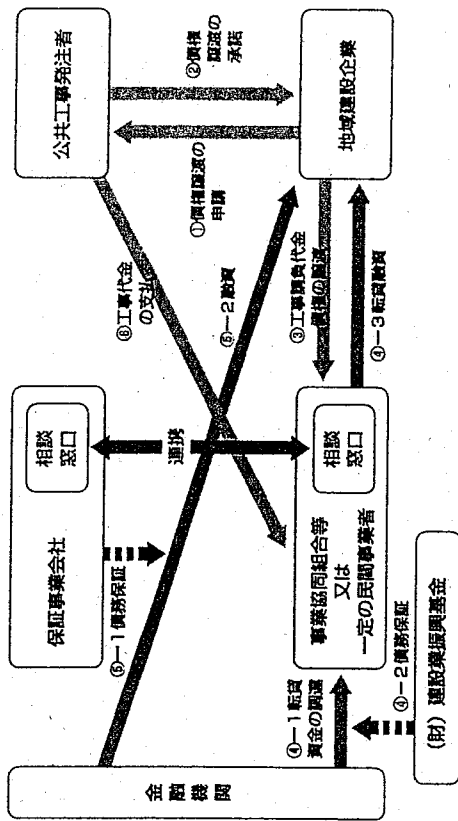
《本制度の利用条件》



項目にすべて当てはまる場合、一定の審査の後、保有債権を担保に融資を受けることが可能です。さらに、前払金の支払を受けた工事であれば、未完成部分の施工に必要な資金の融資が受けやすくなるよう、保証会社の金融保証を利用することが出来ます。

本制度の概要

建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に及びて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる制度です。



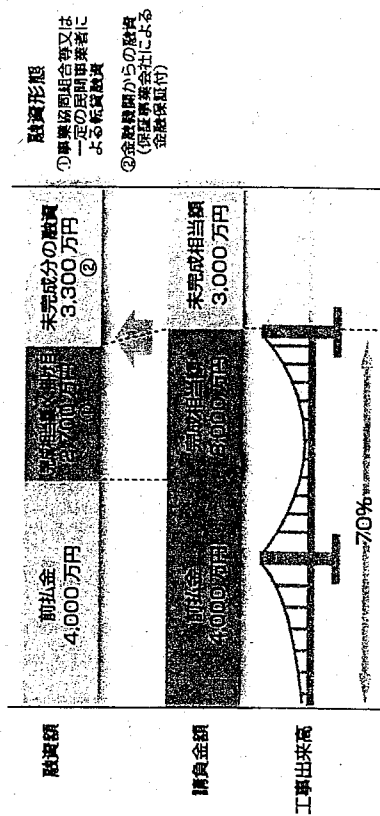
本制度利用にあたって必要となる出来高査定料、転貸融資の融資利息等については、国土交通省の助成制度が利用できます。

《助成の内容》・建設企業の負担する調達金利について1.2%を上限に助成。

・事業協同組合等の裏付けする出来高査定等の事務経費を15万円を上限に助成。

融資例

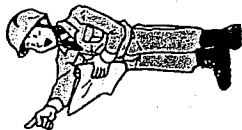
請負金額 1 億円、前払金 4,000 万円、工事出来高 70% の場合



…この例の場合、最大で6,000万円の融資が可能です。

(注) 実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の審査、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

本制度利用の流れ



融資までの流れ

工事完成以後の流れ

この制度を利用したい方はまずチェック！

チェック欄

チェック項目

- ☐ 資本金 20 億円以下、又は従業員数 1,500 人以下の建設企業（中小・中堅建設企業）である
- ☐ 対象となる工事が国、地方公共団体等の発注する工事（公共工事）である
- ☐ 公共工事の発注者（国・地方公共団体等）が債権譲渡を承諾している
- ☐ 低入札価格調査の対象となっていない
- ☐ 対象となる工事の出来高が 2 分の 1 以上である

注：本制度を利用するためにはこれ以外の条件を満たす必要が生じる場合があります。

START

チェックリストの全ての項目に
チェックが入っている

事業協同組合等へ融資が可能が相談※

事業協同組合等へ融資の申込

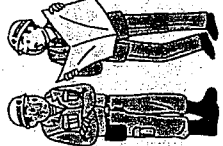
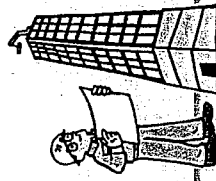
債権譲渡の承諾申請・承諾 契約締結

出来高の確認

出来高の範囲までの融資契約・実行

YES
出来高を超える
取立に付する融資を
希望する※

NO



対象となる工事が
前払金保証を受ける
支出された工事である

金融機関の融資に対して
保証会社の保証が可能が相談

金融機関への融資の相談
融資の申込※

保証事業会社へ金融保証の申込

出来高を超える部分について
金融機関と融資契約・融資実行

工事完了

事業協同組合等による工事代金の請求・回収

事業協同組合等による代金の清算

保証事業会社による代金の清算

※金融機関は、保証会社と業務提携契約を
締結している金融機関となります。
詳しくは、保証会社の取次店にお問い合わせ
ください。

※保証事業会社の相談
申込も可能です。

※「事業協同組合等」とは、事業協同組合等または一定の民間事業者を指します。
保証事業会社は、本制度に対応した事業者であることが必要です。
詳細は、事業協同組合等へお問い合わせください。

お問い合わせ先

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課 建設業課	03-5253-8281
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
国土交通省 東北地方整備局 計画 建設産業課	022-225-2171
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
国土交通省 北陸地方整備局 計画 建設産業課	025-370-6571
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
国土交通省 中国地方整備局 計画 建設産業課	082-511-6186
国土交通省 四国地方整備局 計画 建設産業課	087-811-8314
国土交通省 九州地方整備局 計画 建設産業課	092-471-6331
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業 地方整備課	098-866-1910
財団法人 建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

融資のご相談はこちらへ

■事業協同組合等

本制度を実施している事業協同組合等については、
 (財) 建設業振興基金ホームページをご覧ください。
 URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keleikyoka.html>

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
北保証サービス株式会社	011-241-8654
株式会社建設経営サービス	03-3545-8534
株式会社建設総合サービス	06-6543-2848

前払保証事業会社の各支店においても、制度のお問い合わせを受け付けています。

下請資金繰り支援事業

～下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)のファクタリング会社(債権買取会社)による買取を促進することにより、下請建設企業等の資金繰りを支援します!～

下請資金繰り支援事業のポイント

■ **買戻しの条件なしで債権(手形を含む。)を買い取ります。**

※ ファクタリング会社の資力を踏まえるとともに、公平性の観点から、一部の下請建設企業等や元請建設企業に係る債権の買取に偏らず幅広くご利用いただけるよう、ファクタリング会社ごと、一の下請建設企業等ごと及び一の元請建設企業ごとに債権の買取限度額が設定されるため、限度額を超える場合等は、ファクタリング会社において債権の買取をお断りすることがあります。

■ **債権譲渡時に、下請建設企業等がファクタリング会社に対して支払う買取料率の一部(買取料率の2分の1(ただし債権の年率3%を上限))を助成し、買取料金を低減します。**

■ **なお、下請建設企業等は、本事業を利用して債権を譲渡する場合、利用料金(債権の年率1%)を支払う必要があります。**
(利用料金は、本事業の助成や損失補償の資金として活用されます。)

※ 上記の条件の買取を行うため、(財)建設業振興基金が、ファクタリング会社に対し、債権買取時に買取料率助成成分の金額を交付するとともに、買い取られた債権が回収困難となった場合に損失補償を行います。

下請資金繰り支援事業の債権買い取り例

たとえば、額面1,000万円の債権(手形)を買い取る場合・・・
(ファクタリング会社による買取料率が年率8%、債権(手形)の支払期日までの期間を3ヶ月とすると)

買取金額は、985万円になります。

※債権(手形)の期間が3ヶ月なので、実際の各利率は、買取料率(年率8%)→3ヶ月で2%、利用料率(年率1%)→3ヶ月で0.25%、助成料率(年率3%)→3ヶ月で0.75% となります。

【制度に関する問い合わせはこちらへ】

国土交通省 建設市場整備課、建設業課
(財)建設業振興基金 業務第一部

TEL 03-5253-8281

TEL 03-5473-4575

※ 本事業の債権買取を行うファクタリング会社は、今後、順次、(財)建設業振興基金にて決定されたのち、当該基金のホームページ(http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_saftey_rela.html)において公表されます。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

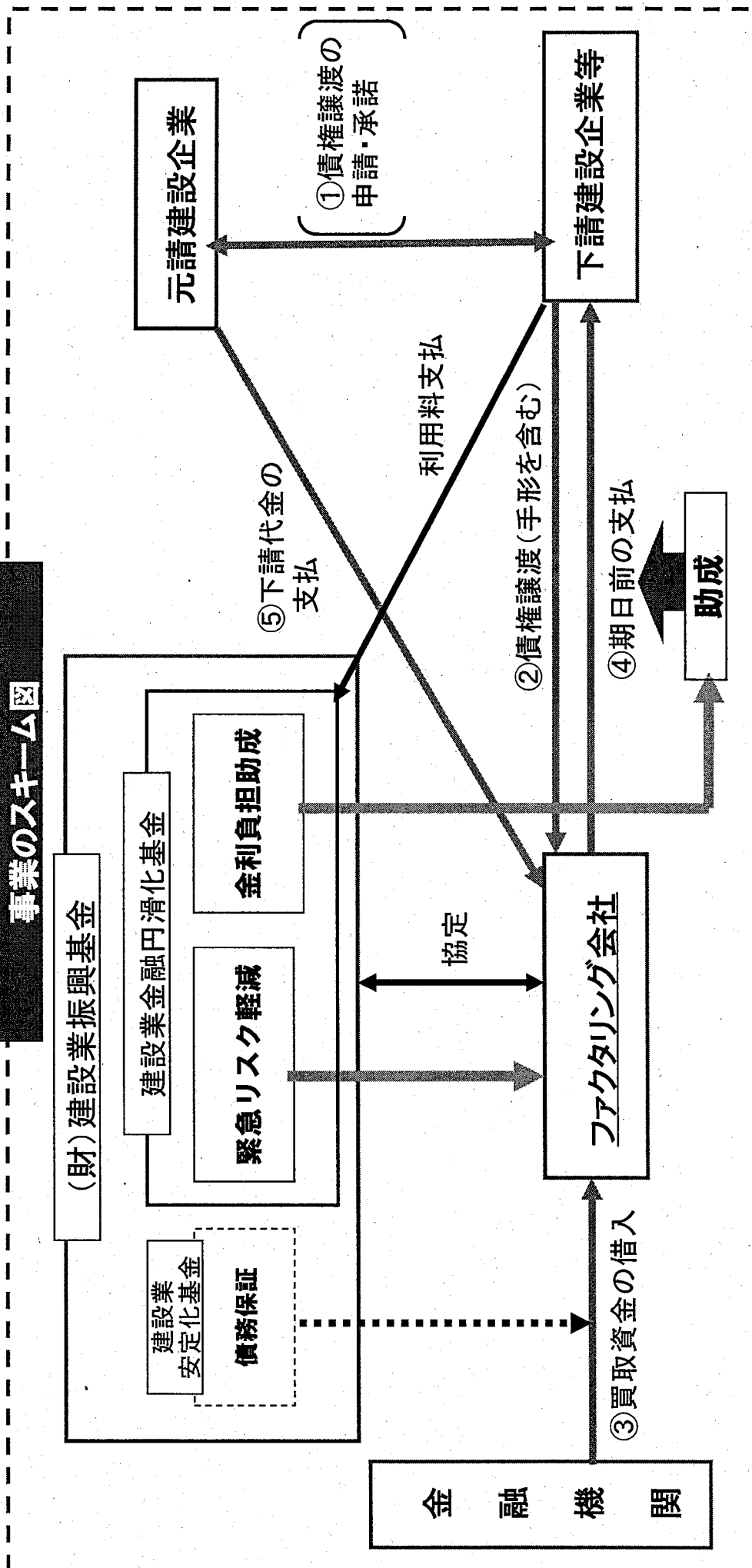
下請資金繰り支援事業について

平成21年度補正予算額
96億円

事業の概要

- 下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図るため、緊急的に下請建設企業等の保有する債権を買取る事業を実施（平成23年3月31日までの時限措置）。
- ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るため、(財)建設業振興基金による債務保証を実施。
- 下請建設企業等の金利負担の軽減を図るとともに、緊急的にリスク軽減を図るための助成を実施。

事業のスキーム図

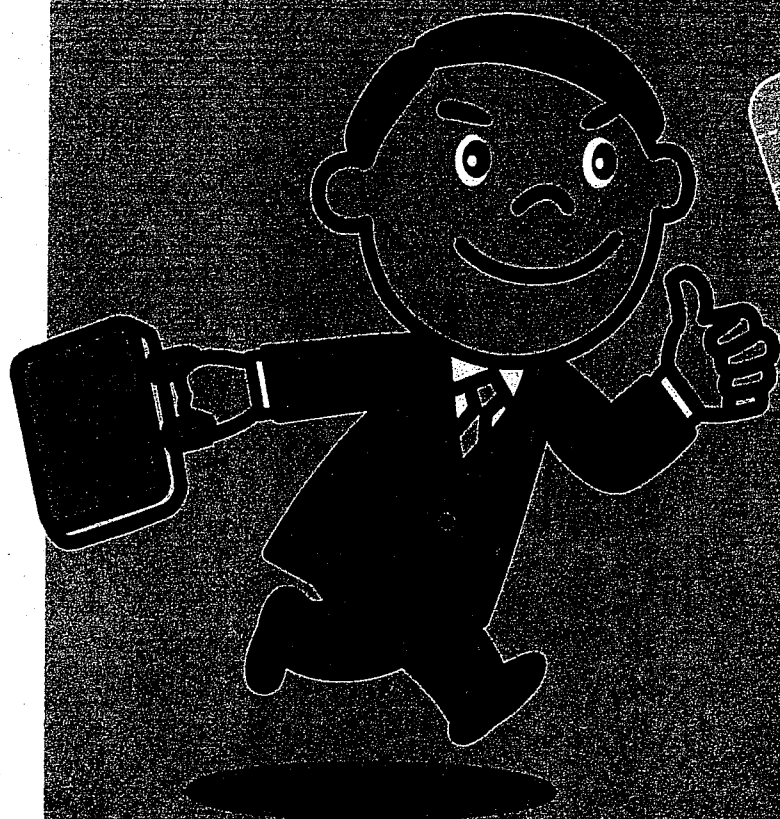


中小・中堅
建設業者の
皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設業者の方なら
どなたでもご利用
いただけます

ワンストップサービスでは、経営者の皆様の相談に応じて建設業経営の最新情報や関連機関の紹介を行っているほか、中小企業診断士や税理士などの専門家（建設業経営支援アドバイザー（以下、アドバイザー））を派遣しています。

国土交通省が実施している制度であり、建設業者の方ならどなたでもご利用いただけます。

特徴1

頼れる

問題解決に
ふさわしい
専門家が対応

経験豊富な中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の中から、ご相談内容に対応した専門家を選定してアドバイザーとして派遣します。

特徴2

便利

ご希望の場所にて
ご相談に応じます

お申込んだいたのち、アドバイザーが御社まで訪問しご相談に応じます。（アドバイザーには守秘義務があります。また相談内容を業務目的以外に使用することはありません）

特徴3

安心

国の制度で安心、
2回まで無料

国が実施している制度のため、安心して、しかも2回まで無料です。この間の相談に伴う旅費その他の負担もありません。

経営に？を感じたら

？ 経営が
思うようにいかない

？ 経営方針・経営戦略の
相談をしたい

？ 財務・資金調達
などの相談をしたい

？ 助成金や支援制度を
活用したい

？ 新しい事業に
チャレンジしたい

中小・中堅
建設業者

FAXや
インターネットで
申し込むだけ

① 経営相談
問い合わせ・申し込み

③ 派遣

アドバイザー

中小企業診断士や
税理士等の有資格者

建設業総合相談
受付窓口

関係省庁

② 相談対応依頼

情報・資料提供

3時間程度の
相談を2回まで
無料でご利用
いただけます。

お気軽にご利用ください。

※アドバイザーには専任業務があります。また相談内容を営利目的以外に使用することは一切ありませんので、自社の経営改善を図るためのみにご利用ください。

ご利用方法

①お申し込み

アドバイザー派遣をご希望の際は、右のいずれかの方法でお申し込みください。

②ご訪問日時・場所等の調整

お申込受付の後、受付担当もしくはアドバイザーからご連絡し、相談日、場所等を取り決めます。

③アドバイザーが訪問・相談

御社にアドバイザーが訪問し、相談に対応いたします。

FAX

本紙の最下ページの経営相談申込書に必要事項をご記入のうえ、全国の窓口（右表）のうち最寄りの窓口にてFAXしてください。

インターネット

以下のURLのフォームに必要事項を入力の上送信ください。

URL: <http://www.yoi-kansetsu.com/one-stop/top/>

幅広くアドバイスします！

相談内容は
多岐にわたっています。

○経営方針・経営戦略
○生産性向上・コスト
ダウン
○新製品・新技術開
発・販路開拓
○人材の育成・人材
育成・労働環境
改善 など
▼
中小企業診断士等

○財務分析・経営診断
○資金調達・資金配
分
○公的支援制度の利
用活用
○税務相談
▼
公認会計士
税理士等

○人事・労務管理・福
利厚生
○労働安全衛生
○社会保険・介護
保険・各種年金
○教育訓練・能力開
発・安全管理
▼
社会保険労務士等



※平成20年度アンケート調査結果
（※11月）

ご相談・お申し込み窓口

名称	TEL	FAX	インターネット申込
(財)建設業振興基金 構造改善センター	03-5473-4572	03-5473-4594	http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/

国土交通省各地方整備局等

名称	TEL	FAX	名称	TEL	FAX
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-709-2311	011-738-0235	国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1141	06-6942-3913
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459	国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課	082-221-9231	082-511-6189
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151	048-600-1921	国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746	国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	052-953-8605	内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910	098-861-9926

全国建設業協会及び各都道府県建設業協会

名称	TEL	FAX	名称	TEL	FAX
(社)全国建設業協会	03-3551-9396	03-3555-3218	(社)福井県建設業連合会	0776-24-1184	0776-27-3003
(社)北海道建設業協会	011-261-6184	011-251-2805	(社)滋賀県建設業協会	077-522-3282	077-522-7743
(社)青森県建設業協会	017-722-7611	017-722-7617	(社)京都府建設業協会	075-231-4161	075-241-3128
(社)岩手県建設業協会	019-653-6111	019-625-1792	(社)大阪建設業協会	06-6941-4822	06-6941-3499
(社)宮城県建設業協会	022-262-2211	022-263-7059	(社)兵庫県建設業協会	078-997-2300	078-997-2307
(社)秋田県建設業協会	018-623-5495	018-865-2306	(社)奈良県建設業協会	0742-22-3338	0742-23-9121
(社)山形県建設業協会	023-641-0328	023-624-7391	(社)和歌山県建設業協会	073-436-5611	073-436-2567
(社)福島県建設業協会	024-521-0244	024-522-4513	(社)鳥取県建設業協会	0857-24-2281	0857-24-2283
(社)茨城県建設業協会	029-221-5126	029-225-1158	(社)島根県建設業協会	0852-21-9004	0852-31-2166
(社)栃木県建設業協会	028-639-2611	028-639-2985	(社)岡山県建設業協会	086-225-4131	086-225-5388
(社)群馬県建設業協会	027-252-1666	027-252-1993	(社)広島県建設工業協会	082-511-1430	082-511-1431
(社)埼玉県建設業協会	048-861-5111	048-861-5376	(社)山口県建設業協会	083-922-0857	083-923-7101
(社)千葉県建設業協会	043-246-7624	043-246-9855	(社)香川県建設業協会	087-851-7919	087-821-4079
(社)東京都建設業協会	03-3552-5656	03-3555-2170	(社)徳島県建設業協会	088-622-3113	088-652-7609
(社)神奈川県建設業協会	045-201-8451	045-201-2767	(社)愛媛県建設業協会	089-943-5324	089-933-0168
(社)山梨県建設業協会	055-235-4421	055-233-9572	(社)高知県建設業協会	088-822-6181	088-823-5662
(社)新潟県建設業協会	025-285-7111	025-285-7119	(社)福岡県建設業協会	092-477-6731	092-477-6740
(社)長野県建設業協会	026-228-7200	026-224-3061	(社)佐賀県建設業協会	0952-23-3117	0952-24-9761
(社)岐阜県建設業協会	058-273-3344	058-273-3138	(社)長崎県建設業協会	095-826-2285	095-826-2289
(社)静岡県建設業協会	054-255-0284	054-255-5590	(社)熊本県建設業協会	096-366-5111	096-363-1192
(社)愛知県建設業協会	052-242-4191	052-242-4194	(社)大分県建設業協会	097-536-4800	097-534-5828
(社)三重県建設業協会	059-224-4116	059-228-6143	(社)宮崎県建設業協会	0985-22-7171	0985-23-6798
(社)富山県建設業協会	076-432-5576	076-432-5579	(社)鹿児島県建設業協会	099-257-9211	099-257-9214
(社)石川県建設業協会	076-242-1161	076-241-9258	(社)沖縄県建設業協会	098-876-5211	098-870-4565

建設産業専門団体連合会及び各専門工事業団体

名称	TEL	FAX	名称	TEL	FAX
(社)建設産業専門団体連合会	03-5425-6805	03-5425-6806	(社)日本アンカー協会	03-5214-1168	03-5214-1169
(社)防火防犯防犯火災防犯協会	03-3500-3891	03-3500-3584	日本外壁・防水・塗装協同組合連合会	03-3379-4338	03-3374-3932
消防施設工事協会	03-3288-0352	03-3288-0362	(社)日本機械土工協会	03-3845-2727	03-3845-6556
全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966	03-5821-3980	(社)日本基礎建設協会	03-3551-7018	03-3551-9479
全国管工事業協同組合連合会	03-3949-7312	03-3949-7351	日本建設インテリア事業協同組合連合会	03-3239-6551	03-3239-6552
全国基礎工事業協同組合連合会	03-3612-6611	03-3612-6202	(社)日本建設媒体事業団体連合会	03-3972-7221	03-3972-7216
(社)全国クレーン建設業協会	03-3281-5003	03-3281-5004	(社)日本建設大工工事業協会	03-3591-1098	03-3591-1562
(社)全国建設室内工事業協会	03-3666-4482	03-3666-4483	(社)日本建築板金協会	03-3453-7698	03-3456-2781
(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731	03-3254-0732	(社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560	03-3269-3219
全国コンクリートカッター工事業協同組合	03-3454-6990	03-3454-6991	(社)日本シタタコ協会	03-3288-1281	03-3288-1282
(社)全国タイル業協会	052-935-7941	052-935-4072	(社)日本造園組合連合会	03-3293-7577	03-3293-7579
(社)全国鉄筋工事業協会	03-3281-2184	03-3281-2185	(社)日本造園建設業協会	03-5684-0011	03-5684-0012
(社)全国道路標識・標示業協会	03-3262-0836	03-3234-3908	(社)日本タイル煉瓦工事工業会	03-3260-9023	03-3260-9024
(社)全国防水工事業協会	03-5298-3793	03-5298-3795	(社)日本塗装工業会	03-3770-9901	03-3770-9980
全国マシック事業協同組合連合会	03-3496-3861	03-3496-6747	(社)日本葺工業連合会	03-3434-8805	03-5472-5747
(社)全日本瓦工事業連盟	03-3265-2887	03-3265-2903			

ワンストップサービスセンター 経営相談申込書

平成 年 月 日			
相談申込者			
(ふりがな) 会 社 名		連絡担当者名	
住 所	〒		
電 話		FAX	
相談希望日時・場所			
相談希望日時	平成 年 月 日() (: ~ :)		
相談場所	☐ 自社 ・ ☐ その他 ()		
希望アドバイザー	☐ なし ・ ☐ あり (アドバイザー名:) アドバイザーの名簿はこちらよりご覧いただけます。 http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/adviser/		
相談分野(該当するものを○で囲んでください。複数選択可)			
1.経営全般 2.財務・資金調達 3.人事・労務・人材育成 4.新分野進出 5.組織再編 6.その他()			
アンケート: この経営相談をどのようにして知りましたか。			
☐ 地方整備局等の広報 ☐ 都道府県建設業協会の広報 ☐ 専門工事業団体の広報 ☐ 建設業振興基金の広報 (団体名:) ☐ その他()			

※この申込書を下記の申込先にFAXしてください。追って、アドバイザーより相談日時・場所等の調整を行うためのご連絡をいたします。

※相談日時については、可能な限りご希望を優先いたしますが、アドバイザーの都合がつかない場合は、変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

※インターネットからも申し込みができます。
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

お問い合わせ先・申込先

財団法人建設業振興基金 構造改善センター
 TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

建設業緊急相談窓口の設置について

-2009年度国土交通省委託事業-

開催趣旨

地域の建設業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、建設企業は各地域における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持という観点からも、その経営力の強化が重要な政策課題となっております。

今般、弊社において、国土交通省委託のもと、建設企業が直面する課題に対応した経営相談体制を整備する趣旨で「建設業緊急相談窓口」を設置致します。

期 間	2009年7月1日～2010年3月31日 9:00～17:00
形 態	内容等に応じ、以下のいずれかの形態でアドバイス等を実施します ①専門家の派遣相談（1回～2回程度の訪問によるアドバイス等の実施） ②電話による相談対応 ③財団法人建設業振興基金実施のワンストップサービスセンターのご紹介
対 象	建設企業の方ならどなたでも利用可能です
費 用	無料

窓口で対応する相談内容

今回、本件窓口で対応を想定している地域建設業の経営相談は下表の通りです。

相談内容	経営改善計画策定、財務戦略、収益性改善、連鎖倒産回避、転業・事業多角化等
------	--------------------------------------

※なお、本件窓口での対応はあくまでも経営課題に対するアドバイスであり、実務的な支援は対象外です。また、本件支援にて行った提言内容の実現を保証するものではありません。

ご利用方法

お申込	本紙裏面の申込書の必要事項をご記入のうえ相談窓口までFAX・メールで送信ください
内容確認	ご相談内容に適したアドバイス等を行うため、弊社がお電話もしくはご訪問等により状況確認を実施します
訪問・相談	弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等のアドバイザーがご相談に対応し、現状分析から解決方法のアドバイスを実施します
形 態	内容等に応じ、以下のいずれかを実施します ①アドバイザーによる訪問 ②アドバイザーによる電話でのアドバイス ③財団法人建設業振興基金「ワンストップサービスセンター」のご紹介

※アドバイザーには守秘義務があります。また、相談内容を業務目的外に使用することは一切ありませんので、お気軽にご利用ください。

申込照会先

株式会社日本総合研究所 総合研究部門内
建設業緊急相談窓口
TEL 03-3288-4792
Email 200010-soudan@ml.jri.co.jp

E-mail 200010-soudan@ml.jri.co.jp

20 年 月 日

「建設業緊急相談窓口」経営相談申込書

貴社名		部署・役職名	
ご住所	〒 -		
TEL NO		FAX NO	
E-mail			
ご希望される相談内容の概要 （簡潔にご記入ください） 			
連絡事項			

建設技術者のみなさまへ

ご存知ですか？

福井県内の建設技術者のための各種研修が実施されていることを！

ご存知ですか？

無料で開催されてきたことを！！

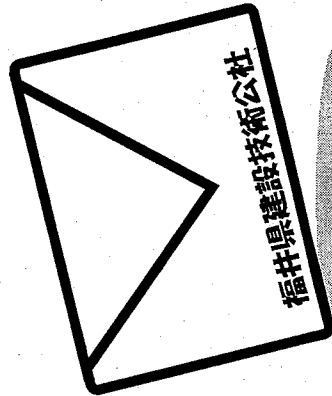
ご存知ですか？

研修案内をメールマガジンで発信していることを！！

登録募集中

研修案内メールマガジン

かけはし



福井県建設技術公社が主催・共催・後援する

研修案内を中心に情報を発信しています。

…登録はホームページから

<http://www.fk-kosha.or.jp/>

福井県建設技術公社 建設産業支援研修について

建設産業を取り巻く環境は、公共投資の削減に伴う受注の減少や競争の激化などにより、非常に厳しい状況が続いています。
 その中で、技術力を評価した入札制度の導入は確実に進められており、技術力の維持・向上は技術者にとって非常に重要なこととなっています。
 建設技術公社では、福井県内の建設技術者を支援するため、幅広い分野の研修(CPD認定等)を無料で開催しています。

平成20年度研修実績

研修日	研修名称	CPD 認定	研修 形態	備考
7月24日(金)	環境と治水の面立を目指した川づくり	○	主催	募集中
8月1日(金)	土木構造物の維持・管理技術	○	主催	募集中
10月3日(金)	地震防災フォーラム	○	共催	募集中
10月20日(水)	ふくい建設技術フォーラム(新技術・新工法)	○	主催	募集中
11月13日(木)	セメント系固化材を用いた地盤改良技術の動向	○	共催	募集中
12月3日(水)	除雪機械運転者技術講習会(有償)	-	主催	募集中
1月22日(木)	都市緑化研修	○	主催	募集中
1月24日(土)	建設産業元気講演会	-	主催	募集中
2月9日(月)	まちづくりセミナー	-	共催	募集中
2月18日(水)	自然・歴史・文化と共存する土砂災害対策	-	共催	募集中
2月23日(月)～	福井県入札制度説明会	-	後援	募集中
2月27日(金)	ブロック積み構造物の手引き説明会	○	主催	募集中
3月19日(木)～	福井県電子納品および電子開票等説明会	-	主催	募集中

平成21年度研修実績と予定

研修日	研修名称	CPD 認定	研修 形態	備考
6月20日(土)	技術士(一次)受験セミナー	-	主催	募集中
6月28日(金)	県産材住宅で地域を活性化	○	主催	募集中
7月13日(月)	まちづくりセミナー～景観形成に配慮した賑わい創出のまちづくり～	○	共催	募集中
7月18日(土)	コンクリート診断士セミナー	-	主催	募集中
8月1日(土)	技術士(一次)受験セミナー(第二回)	-	主催	募集中
8月7日(金)	建設技術フォーラム(審判対策研究所成果発表)	申請中	主催	募集中
8月19日(水)	台風などの強風に伴う災害の現状と防災・減災対策に関して	申請予定	主催	
9月5日(土)	技術士(一次)受験セミナー(第三回)	-	主催	
10月30日(金)～	九頭竜川流域の多様性～つながりの保全・再生を目指して～	○	共催	
11月18日(水)	建設技術フォーラム(新技術・新工法)	申請予定	主催	
未定	生野系を考慮したかわづくり	申請予定	主催	
未定	セメント系固化材を用いた地盤改良技術の動向	申請予定	共催	
未定	除雪機械運転者技術講習会(有償)	-	主催	
未定	都市緑化研修	申請予定	主催	
その他検討中	維持管理分野、土工指針改定説明会、会計検査等			

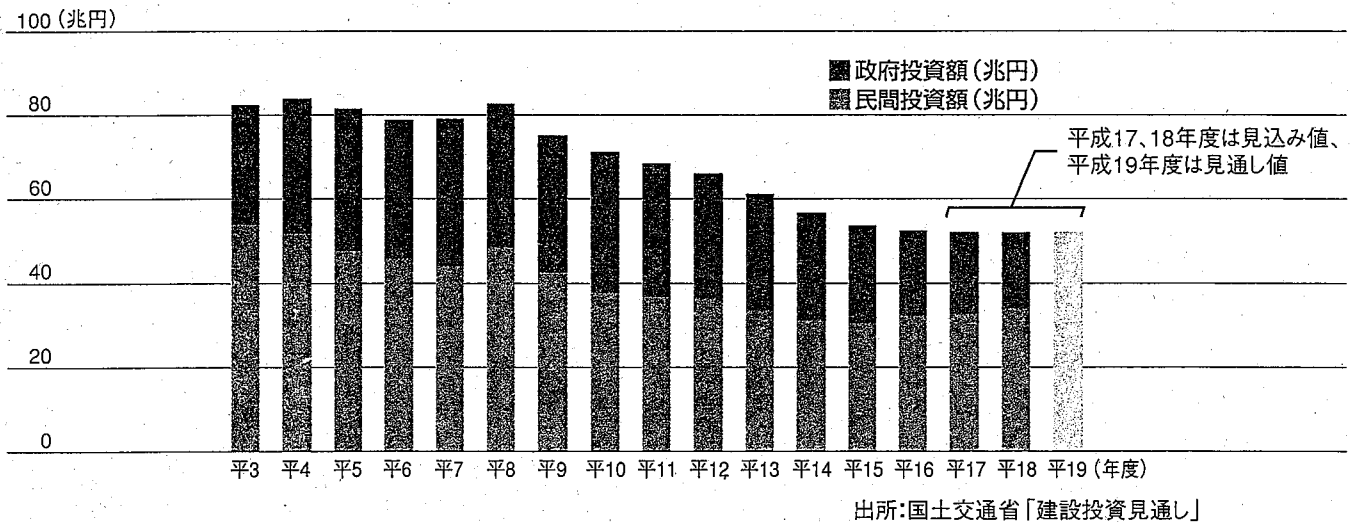
平成21年7月10日現在

1 建設投資の縮小と経営革新

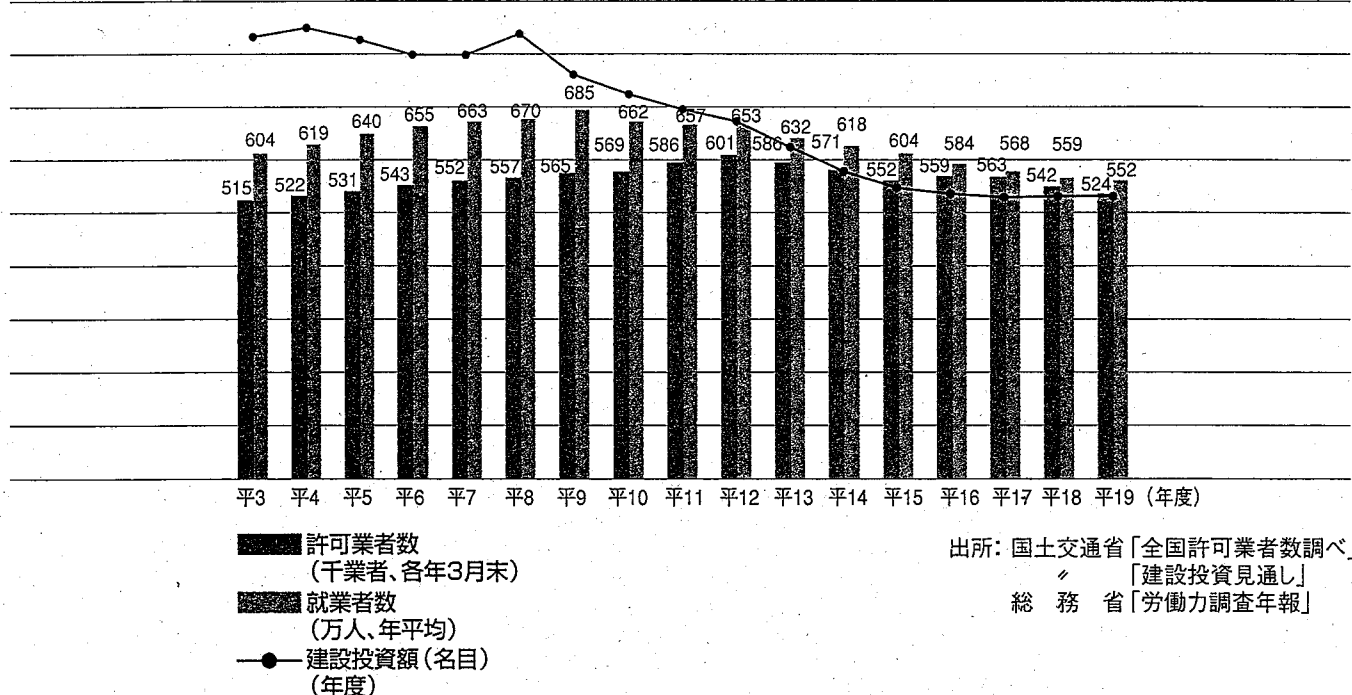
《建設投資の推移と供給過剰状態》

- 建設産業は、建設投資の低迷や建設業者数と建設投資のバランス崩壊(供給過剰)により収益性が大幅に低下し、市場を通じた再編・淘汰が避けられない状況にあります。
- 国内の建設投資の総額は年々減少傾向にあります。平成19年度の見通しではピーク時の約62%に落ち込んでいます。
- 縮小する建設市場と比べると、建設業者数や就業者数はいまだ高水準にあり、供給過剰状態にあると考えられます。

●建設投資額の推移(全国)



●建設許可業者数/就業者数の推移(全国)



《社会環境の変化》

- 建設業を取り巻く経営環境としては、まず公共工事の急激な減少が挙げられます。しかしながら、経営環境の変化は脅威ばかりではありません。ビジネスチャンスにつながるものもあります。
- 経営環境の変化は様々ですが、一例を挙げると下記のとおりです。

●例えばこんなものがあります

少子高齢化

少子高齢化の進展により、労働力が減少する一方で高齢者を対象とした市場が拡大しています。特に平成19年には670万人を超える団塊の世代が退職を迎えたといわれています。

環境問題

二酸化炭素の排出削減や省エネルギー、自然エネルギーの活用、リサイクルの重視など、環境に配慮した行動が重視されてきています。

安心・安全

「食」「住」など生活の基本的分野での信頼が失われつつあり、安心・安全に対する信頼が求められています。

農業改革

農村では、農業の担い手が減少傾向にある一方、ここ数年法制度が改正され、一般企業でも農業参入しやすくなりつつあります。

IT化の進展

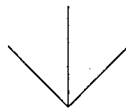
電子申請、電子入札、帳票のデジタルデータ交換など、情報技術の進化とともに環境変化が進んでいます。

入札改革

一般競争入札の拡大や総合評価方式（価格だけでなく技術力など総合的に評価するしくみ）の拡充、入札ボンド制度の導入・拡大などへの対応が求められています。

各種法律や制度

指定管理者制度を活用した公共施設の維持管理、中小企業地域資源活用促進法を活用した地域資源のブランド化、中小企業新事業活動促進法を活用した商品開発・販促などが挙げられます。



《建設業改革の方向性》

- 建設投資が縮小・抑制傾向にある状況下、既存事業の問題点の改善などといった従来型の経営努力だけでなく、「革新的」に経営を実践している地域の建設業者も多く現れてきています。

●建設業における経営革新の必要性

建設投資額の
減少傾向の
継続



従来型の
経営努力だけでは
限界がある



経営革新
が必要!

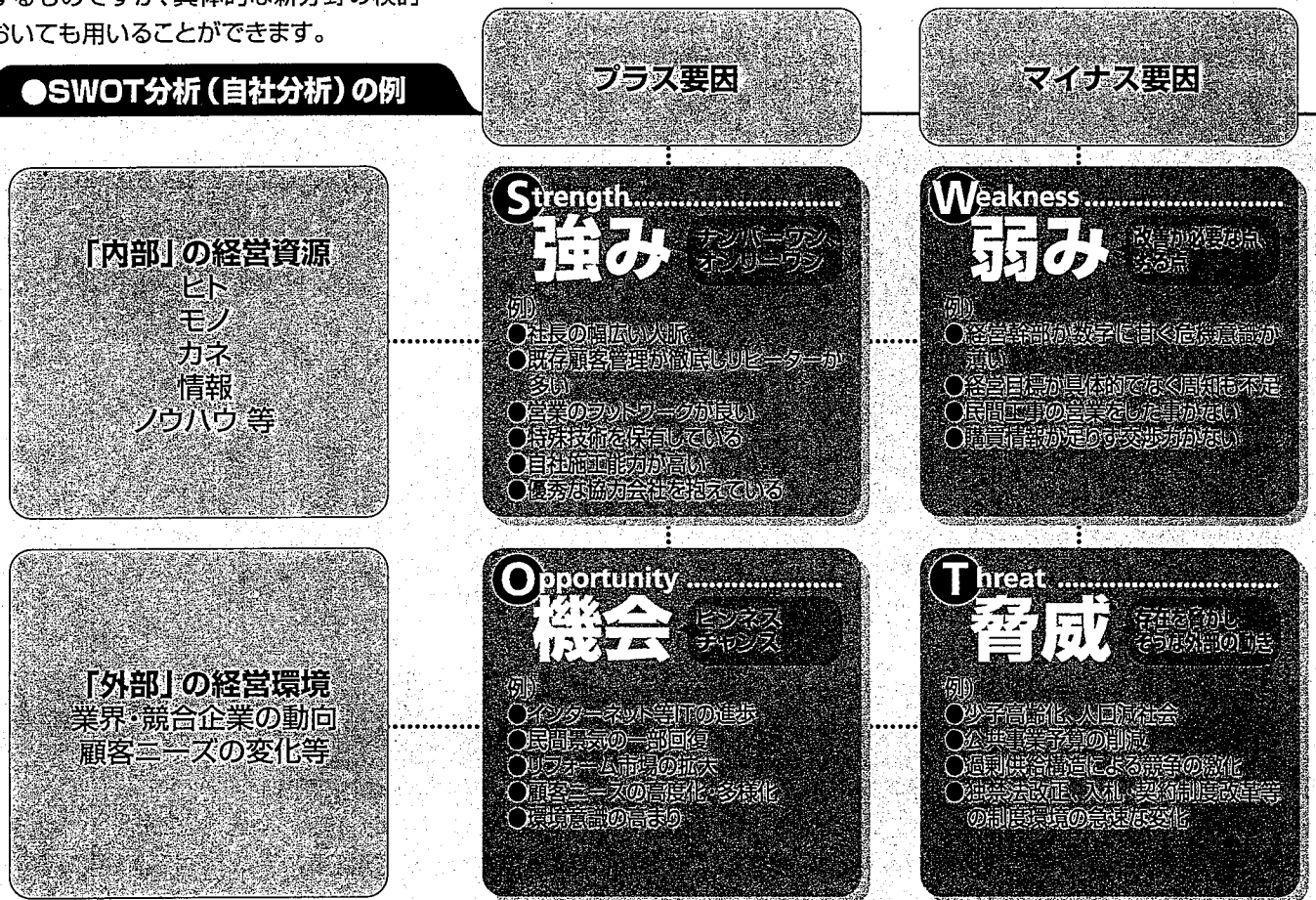
- 新技術・新市場の獲得
- 新しい収益源・収益機会の開拓 など

2 新たな収益源を開拓するには

- 建設市場が縮小しているなか、新分野事業への参入を図ることも、新たな収入源を確保するうえで重要な選択肢です。
- 新分野の検討に当たっては、自社にとってのプラス要因とマイナス要因をもういちど客観的に整理してから、検討を進めることが重要です。
- 新分野進出は「建設関連分野」と「非関連分野」に分けることができます。

経営環境の分析ツールの一つにSWOT分析があります。自社経営の強み・弱み、市場における事業機会・脅威について整理・把握するものですが、具体的な新分野の検討においても用いることができます。

●SWOT分析(自社分析)の例



●建設業における新分野事業の分類

1 建設関連分野

文字通り、建設業に関連しているので建設業で培われた経営資源(ヒト、モノ、カネ、情報)を活用しやすい分野といえます。参入しやすいため他社との競合が予想されますが、比較的风险が低く、建設業との相乗効果が期待できます。

- 例)
- 内装工事業者が顧客ニーズを反映したインテリア商品を開発。
 - 水道工事業者が顧客ニーズを反映した浄水器を開発。
 - 工事施工のほか維持管理業務にも進出、既存顧客やその関連顧客にも販売を拡大。
 - 得意の電気関係技術を応用し、産学連携で自然エネルギーを活用した発電技術を開発。

2 非関連分野

建設業とは関連があまりないため、自社の経営資源を活用しつつも、外部と連携しながらノウハウ等を補完しながら取り組む必要があります。比較的风险は高いものの、成功すれば新たな収入源として期待できます。「環境」「福祉・介護」「農業」など様々な分野への進出が行われています。

- 例)
- ダチョウの養育及びダチョウを原料とした加工品の開発・販売
 - デイサービスやショートステイなど介護サービスの運営
 - 農産物の栽培・生産及びそれを原料とした健康食品の開発・販売

3 建設業からの 参入が進む 新分野

- 従来型の建設市場の低迷を受けて、新しい分野への事業進出を考える企業が増えています。
- 建設業からの進出例がある市場としては、ニーズが高まっているリフォーム分野や環境・リサイクル分野がありますが、一方日頃の業務や地域の課題のなかに新事業のヒントが潜んでいるケースもあります。

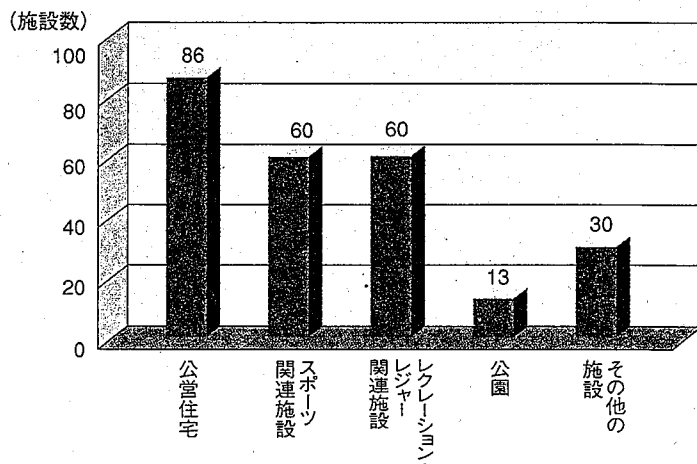
●地域で生まれる新市場

パブリック ビジネス分野

パブリックビジネスとは、公共サービスのうち民間による関与可能な分野に関わるビジネスをいいます。具体的には、民間資金を活用する仕組みであるPFIや2003年の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度等が該当します。指定管理者制度とは、公の施設の管理運営について、自治体の指定を受ければ民間企業でも受託できる制度です。

保守・修繕業務など建設業の技術・ノウハウを直接活かせる業務もある反面、接客・サービス業務などソフト面の充実を図る必要があるため、異業種企業との連携が重要です。

●指定管理者制度の建設企業参入施設数

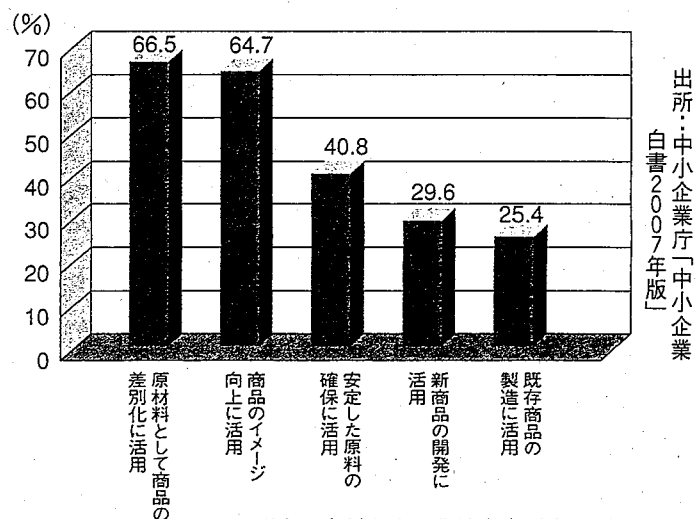


地域資源活用 ビジネス分野

農林水産物や工業製品及びそれらに関係する技術、文化財、自然の風景地、温泉地等の地域資源とその強みを活用するビジネスを地域資源活用ビジネスといいます。平成19年6月に中小企業地域資源活用促進法が施行され、中小企業者が作成した事業計画が認定されると様々な支援を受けられるしくみになっています。

地域資源を活用するには、まず農林水産物などの地元の地域資源を認識する必要があります。そして、それらを活用するためには、地域の景観や歴史的建造物などの施設、さらには街並みなどと組み合わせると効果的だと考えられます。

●地域資源の活用方法（農林水産型）



注) 調査対象者は農林水産型商品を扱っている企業

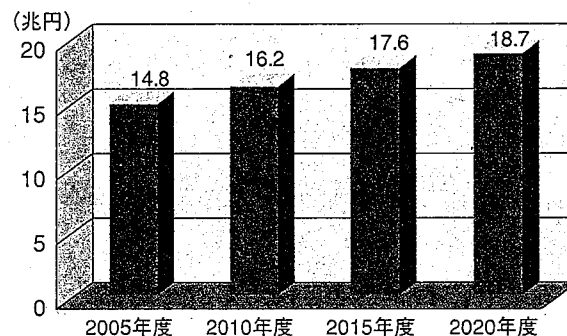
●建設業関連・周辺分野

リフォーム分野

今後、成長が期待されている事業分野です。建設業者が比較的進出しやすい「建築物全体の維持修繕工事」の場合、2005年度の約15兆円から2020年度には18.5～18.7兆円に増加すると予測されています。

ただし、この分野は参入が比較的容易な反面、競争は厳しく、他社との差別化を図っていくことが重要です。

●維持・補修市場



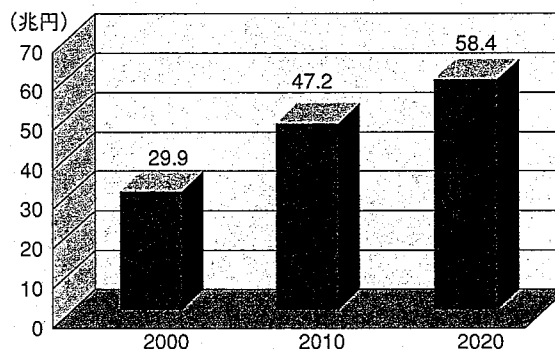
出所：平成14年（財）建設経済研究所
「日本経済と公共投資」

環境・リサイクル分野

この分野は、廃棄物処理、リサイクル、土壌汚染対策、エネルギー、健康住宅、屋上緑化、環境保全等、多岐にわたっていますが、いわゆる規制ビジネスが多く、建設リサイクル法や土壌汚染対策法等の施行に伴って市場が拡大してきていることが特色です。

環境省では環境ビジネスが2000年から2020年の20年間に於いて市場規模で1.9倍、雇用規模で1.6倍に拡大すると予測しています。

●環境ビジネスの市場



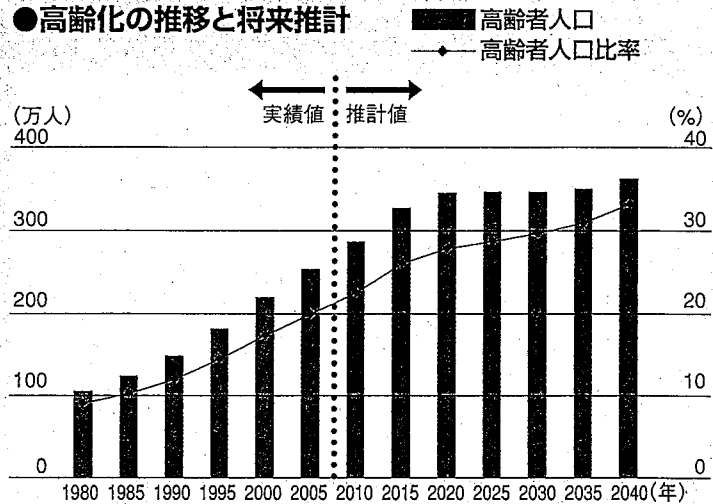
出所：平成14年環境省「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計」

●非関連分野

高齢化社会に 対応した分野

高齢化を背景に、関連市場は右肩上がりを示しています。平成12年の介護保険制度導入により、民間企業の介護サービス事業への進出が可能となり、平成18年度の改正で需要はさらに拡大しています。介護・福祉スタッフは外部から調達する傾向にあるものの、介護・福祉事業で得たノウハウをバリアフリー施工につなげるなど相乗効果も期待できます。

●高齢化の推移と将来推計



出所：内閣府「平成19年版高齢社会白書」

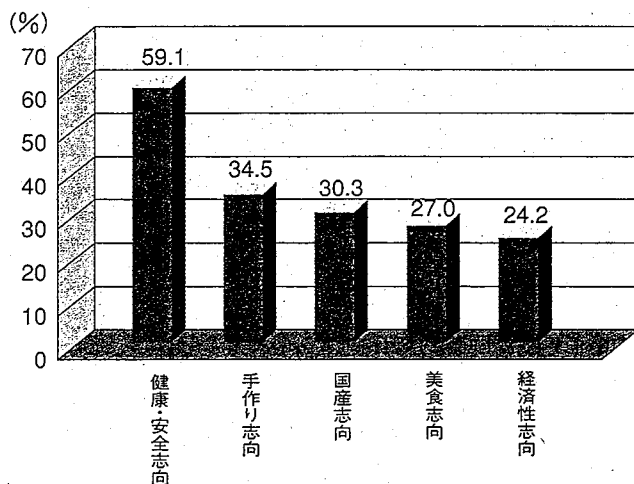
農業分野

「食の安全性」や「健康志向」の意識の高まりを受け、やり方しだいでは高収益を上げることも期待できます。農業参入により、従業員の効率的な活用が図られるとともに、地域における雇用の確保と担い手のいない農地の

有効利用が期待されます。

すでに建設業においても、土壌改良による有機農業、機械を用いた農作業受託、観光業を兼ねた牧場等、農業への特色ある挑戦が行われています。

●食に対する志向で特に強いと思うもの（上位5項目）



出所：農林水産省
「平成18年度食料・農業・農村白書」

①農作業受託事業

依頼された農作業を請け負う形態の事業です。

②農業生産事業

農地を利用しない農業生産事業

自社保有の遊休地を活用するなど、農地を利用しないで農業参入する形態の事業です。プロイラーや養豚、きのこ栽培など施設を利用したものが多くみられます。

農地を利用する農業生産事業

農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、担い手不足などの問題の解消を図るため、改正農業経営基盤強化促進法が平成17年9月に施行されました。これにより、一般の株式会社やNPO法人など、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能となり、建設業本体で直接農業生産ができるように規制が緩和されました。

平成20年度 新分野進出等モデル事業者の取り組み報告

国土交通省 建設業の新分野進出・経営革新／建設技術者確保・育成モデル構築支援事業

● 本事業の概要 →

● 取り組みのテーマ →

● 地域から探す →

● 事例一覧 →

【新分野進出・経営革新】 農林業 | 環境 | 高齢社会 | 新商品・工法 | サービス | 地域 | 海外 | 川上・川下 | IT活用 | 効率化 | 連携・合併 |
 【建設技術者確保・育成】 技能者確保・育成
 TOPページ > 取り組みテーマTOP

▶ 新分野進出・経営革新モデル

新分野（農林水産）

工藤設備工業(株)

原生林で育まれた「日高の沢味」ブランド戦略

大和建設(株)

産廃からバーク堆肥を製造、土壌改良材として観光農園の畑で活用

(株) 深沢工務所

間伐材木炭による浄化水で育てた米をコンビニ販売する事業

(株) 日本アフター工業

信州産蜂蜜の認知度アップと採蜜機器等のユニバーサルデザイン化

大葉高付加価値化プロジェクト

廃棄されてきた大葉の下葉を活用し、大葉ペーストを製造・販売する事業

(株) 後藤組

未利用の温泉水を活用して特徴ある「タラの芽」を栽培・販売していく事業

② (株) ハイエスト

地域資源の温泉熱を利用したトロピカルフルーツのエコ栽培事業

坂川建設鉱業(株)

星の郷をブランドに、森林資源を活用した「星の薪」の生産・販売

阿洲土建(株)

養鶏専門企業と提携して地元の名産「阿波尾鶏」を飼育・販売

(株) 砂田建設

地域特性を活かした木炭・木酸液の製造・販売とブランド化

長崎県

長崎県の耕作放棄地を活用したバイオマス資源作物生産

耕作放棄地を活用したサツマイモなどのバイオマス資源作物生産

堀内グループ

地域で農事組合法人を設立し、活性化策を展開するオリーブ栽培事業

PAGE TOP

新分野（環境・リサイクル）

③

(株) 今組

ハイブリッド発電システムの多機能化及び販売促進事業

(株) 新見産業

道産カラマツとハープが奏でる都市緑化ビジネスの展開

(有) 平霞建設

エネルギー作物の灯油代替としての活用と畜産飼料への転用

オヤマダエンジニアリング(株)

高含水率木質チップ焚ボイラーの開発・製造・販売事業

(株) 双成化建

産業廃棄物の製紙スラッジが原料のミネラル肥料を製造・販売する事業

- (株)武井建設
水、重油と混ぜて廃油を燃やすエマルジョン燃焼装置の開発・販売
- (株)西栄建設
地域内の廃食油を精製・製造したバイオディーゼル燃料を販売する事業
- (株)廣瀬
NK環境微生物が産出する酵素を用いた汚泥の減量化
- 静岡県ログハウス開発事業協同組合
醬油粕から飼料を生産する食品残渣リサイクルの事業化に向けた研究
- 山陰建設工業(株)
堆肥センター指定管理者制度への参入と有機質肥料の生産・販売
- (有)千原コーテック
森林管理につながる低コストの木質バイオマス加温設備の販売事業
- 光和商事(株)
ミミズを活用した生ゴミ処理器(コンポスト)の製品化・販売
- (株)予興興業
産業廃棄物の製紙スラッジ灰を道路用路盤材などに活用するリサイクル事業
- 木下緑化建設(株)
クッション複合舗装材利用で環境配慮型施工などへ進出
- (株)九建
廃食用油燃料化で経費削減するとともにバイオマス農業分野にも挑戦
- (株)はま造園土木
剪定で発生する枝や葉のバイオマス資源を燃料として活用
- 有嶋建設(株)
バイオマスリサイクル事業による畜産・農業・林業の活性化

PAGE TOP

新分野(高齢化社会・福祉)

- 塩川建設・知床みさきの風福祉需要開拓プロジェクト
観光・交流型福祉事業による建設需要の創出と地域活性化
- 藤光建設(株)
地域密着型トータル介護サービスの提供を目指す
- 米商(株)
浴槽内の溺水事故を防ぐ快適な入浴介助いすの開発・販売
- PAGE TOP
- ## 新分野(新商品・工法)
- (株)清都組
トータルコストを削減するキャンバー・フォーム(CF)工法の拡大
- 浪越石材(株)
石職人の腕を活かした石臼コーヒーミルの開発・販路事業
- 青森地中利用研究会
接地を取得する新工法のビジネス化に向けての研究
- ⑤ 青森ヒバの新商品開発グループ
青森ひばと青森リンゴを融合させた新たなスキンケア商品開発
- (株)ジェミオ
融雪と発電を同時に実現するソーラーパネルの新制御システムの開発
- (株)茅葺屋根保存協会
「燃えにくい茅」を規格化したエコ茅キットの開発・製造・販売
- (株)銅藤
屋根に負荷をかけずに太陽光発電装置を設置する取り付け金具の開発

- 山田建設(株)
地域資源を頼りに！烏山和紙によるメンタルケア商品の開発・販売
- (株)ナリヒラ
産業廃棄物の枝葉でキノコ菌を培養し、植物活性液を製造・販売する事業
- 安行造園(株)
簡易型平面緑化ユニットの販路拡大と壁面緑化工法の開発
- (株)Pシニール
自社ブランドのコーティング剤「SPコーティング」の生産・施工販売
- (株)北誠商事
耐震性の高い住宅を提供できる「SWT工法」を活用したリフォーム事業
- 斎藤商事(株)
世界で初めての着物カーテンの企画・製造・販売！
- 佐渡・アクア・グリーン共同体
海洋深層水を使用した新商品カラーリング・ライスの事業化
- (株)星山建設
「自然な土のような」高保水性ポーラスコンクリートの新工法開発
- (株)サンシヤ
地中障害撤去削孔から既製杭打設までの一括一貫施工体制の確立
- (株)ハウジングネットワーク
屋上緑化を標準装備した建売分譲住宅の販売事業の展開
- (株)原工務店
⑥ 独自に開発した木質ラマーメン構法の普及を目指し、大臣認定を取得
- (株)ミトモ
高機能シャワーヘッドのさらなる機能向上と販路拡大を目指す事業

- (株)エムテック
新しい太陽光発電を使ったLED照明灯とWEBカメラの商品化
- 福岡建設(株)
Vホール工法によるマンホール築造システムの製造・販売と施工事業
- PAGE TOP
- 新分野(サービス)
- 丸喜屋設備(株)
住環境すべてのコーディネートを目指す家事サポート・メンテナンス事業
- (株)高草木工務店
高齢者の身体能力に応じて進化するリフォームサービス「我が間々」
- (株)ジャパンライフサービス
ソフト・ハード両面での総合的施設内感染予防システムの構築
- ⑦ ヤマミガラス(株)
観光客と地域とのつながりをプロデュースする「エコツアー社のなか」
- (株)市川工務店
ISO認証取得の支援とその過程で新たな顧客を開拓する事業
- ⑧ 玉井建設(株)
食育プログラムをセットにしたルーフ・ソイル工法による屋上緑化菜園
- 中谷ホールディングス(株)
コスト削減を進め、自社が展開する総菜専門店の経営力を向上
- (株)兵頭
地元産の野菜と魚介類を中心とする弁当・総菜店の開設事業
- PAGE TOP
- 新分野(地域活性化)

【044】
(株)あおい
スポーツによる地域振興を目指す総合型運動施設・多目的イベント会場の運営

【045】
官谷建設(株)
経営資源を活かしたフルサポート型市民農園のフランチャイズ化

【046】
(株)伊勢崎組
効率的な「サンドブラスト工法」で地域の商店街を活性化させる美化事業

【047】
ライフワークアークテクト(株)
3坪住宅の活用による都市近郊農村地域の果樹・菜園活性化事業

PAGE TOP

新分野(海外)

【048】
風間建設(株)
名産品「山梨県・笛吹の桃」をロシアに輸出し高級品として販売する事業

【049】
(株)近藤組
成長著しいインド市場でサニタリー製品の販売・設置に挑戦

PAGE TOP

川上分野・川下分野

【050】
渡辺電気(株)
遠隔監視システムの導入と提案、メンテナンス業務への進出

【051】
(株)栄組
コンクリート構造物を長持ちさせる亀裂補修技術の開発と普及

【052】
田中建設工業(株)
IT活用による住宅密集地への高品質構造物調達システムの確立

【053】
豊島工業(株)
短時間施工を実現する特殊アクリル樹脂によるひび割れ補修事業への参入

【054】
(株)山崎組
スポーツ施設を運営する「指定管理者」としてのノウハウ確立事業

【055】
(株)麴香重機建設 (おひばり 市)
コケ植物を利用する道路周辺の防草に効果的な施工方法を確立する事業

【056】
(株)北栄建設
環境に優しい凍結防止剤の開発と道路維持作業への応用を研究する事業

【057】
三栄工業(株)
風力発電活用の省エネ型施設園芸システム提案による専門工事の受注戦略

【058】
(株)太田建設
「自然にやさしく、経済的な工法」を共創し、普及・施工を実践

【059】
アミシール(株)
アセットマネジメントによるコンクリート構造物の調査・診断・補修事業

【060】
大下建設(株)
公共土木分野から民間住宅建築を中心とした民需事業分野への進出

【061】
(有)イー・ウインド
風力発電所設備に技術者・管理者を常駐させるメンテナンス事業

【062】
福地建設(株)
地域観光資源を活用した休養地集客力向上とキャンプ場運営事業

PAGE TOP

ITの活用

【063】
会津土建(株)
デジタル連続静止画像作成技術を改良して施工管理に活用・普及

【064】
(社)群馬県建設業協会
GPS機能付き携帯電話活用の災害時の情報ネットワークを強化する事業

- 

上小建設事業協同組合
ICタグを活用した廃棄物情報管理システムの事業化
- 

(株)山田組
治水利水による河川への影響を三次元で解析するソフトの開発
- ⑫



(株)kodo.cc
災害復旧にも活躍する「建サク」ネットワーク・システムの構築
- 

テクノピー・ビー(有)
IT利用による住宅用外壁材のプレカット施工で産廃・漏水の減少を図る
- 

(株)フオービール
有限要素解析によるピンポイント工法の受託事業の促進
- PAGE TOP
- ### 事業の効率化
- 

(株)砂子組
CCPMによる工期短縮と人材育成手法の建設業、地域産業への普及
- 

三和建設(株)
建設資材リサイクルサイトを展開して余剰の建材を効率的に処分する事業
- 

(株)佐多技建
表計算ソフトで構築した予算管理システムによるコストの先行管理
- PAGE TOP

企業間連携・合併

- 

(株)進栄
合併で土木と建築という企業文化を融合し、シナジー効果を高める
- 

多摩総合住宅建設協同組合
統一ブランドにより成長市場に対応し、組織力を発揮するリフォーム事業

- 

(株)藤川土建
地元の個人事業主と業務統合して自動車の整備・販売事業に
- PAGE TOP
- ▶

建設技能者確保・育成モデル
- ### 建設技能者確保・育成
- 

(財)みやぎ建設総合センター
女性技能者の確保・育成にむけた指導カリキュラム・実習教材開発
- 

佐栄建設事業協同組合
総合工事業と専門工事業が連携する技能者の入職促進・育成プログラムの開発
- 

全国塗布式断熱材施工協議会
塗布式断熱材施工技能検定制度等確立に向けた育成モデル事業
- 

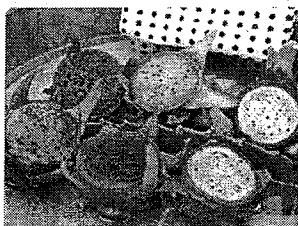
新潟県建設生産システム合理化推進協議会
熟練技能者が家造りを指導する技能承継「匠」による家造り」事業
- 

長野県板金工業組合
現代の名工が伝える銅板葺・茅葺屋根の技術の伝承と映像化
- PAGE TOP
- トップ | 本事業の概要 | 取り組みテーマ | 地域から探す | 事例一覧 | お問い合わせ

「新分野進出・経営革新モデル事業」の主な分野別の特徴

農林水産関連の傾向・特徴

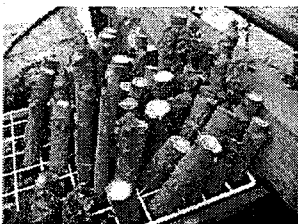
農業参入の形態としては、「農業生産法人の設立」、「農地リース方式の活用」、「農作業の受託」などがある。今年度の特徴は、「農産物の高付加価値化・ブランド化」、「耕作放棄地の活用」、「バイオマス資源としての農産物生産」、「地域の特徴を活かした栽培」などがあげられる。



②

(株)ハイエスト
(岐阜県美濃加茂市)

奥飛騨の地域資源である温泉熱を利用し、栽培用に建設した温泉ハウスでドラゴンフルーツの栽培に取り組む。また、地元と協力してグリーンツーリズムに力を入れる。



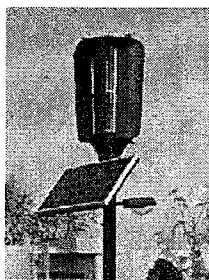
①

(株)後藤組／
(新潟県糸魚川市)

未利用の温泉水をビニールハウスなどの保温や養生水に利用し、タラの芽をふかし栽培する事業に取り組む。温泉の豊富なミネラルを含ませ、付加価値を高める。

環境・リサイクル関連の傾向・特徴

石油など既存エネルギーの高騰、国や自治体のバイオマスに対する支援措置などにより、ここ数年、「バイオマス資源や自然エネルギーの活用」などが多い。今年度も同様の傾向があり、「風力や太陽光などの自然エネルギーの活用」、「廃棄物等のリサイクル」などがみられる。



③

(株)今組
(北海道室蘭市)

自社で開発・商品化した風力と太陽光の両方を使ったハイブリッド発電システムの多機能化と販促を行う。産学官連携で更なる開発を進め、環境ニーズにも対応する。



④

(株)予州興業
(愛媛県四国中央市)

地元で排出される製紙スラッジを道路用路盤材等に転用し製品化するリサイクル事業に産学連携で取り組む。環境負荷が低く、軽量・高吸水率などの特性を持つ。

新商品・工法の開発・販売の傾向・特徴

今年度の傾向としては、地域資源の活用機運の高まりを反映した「地域資源を活用した開発」や「自社技術の用途開発」、「異業種連携による開発」がみられる。背景には、顧客ニーズの多様化、環境ニーズの高まり、異業種連携による新たな分野・技術への挑戦などがある。



⑤

青森ひばの新商品開発グループ
【幹事企業:大見海事工業(株)】
(青森県大間町)

地域資源の青森ひばから生まれたスキンケア商品を製造・販売してきたが、新たに、りんご香料を配合し、女性から広く好まれる香りがする新商品の開発・販売に取り組む。



⑥

(株)原工務店
(山口県防府市)

独自の木質ラーメン構法である「ハラテックラーメン構法」は改正建築基準法対応の性能評価認定を受けており、ショールームなどを通じPRを行い、事業展開を進める。

サービスの開発・提供の傾向・特徴

ここ数年、飲食業、保育業など建設業とあまり関連性のないサービス業への進出がみられるようになっているが、地域の建設業者だからこそ、地域ニーズを把握しているともいえる。今年度の特徴としては、「地域との連携や地域振興」、「本業関連型・派生型サービス」などがある。



⑦

ヤマミガラス(株)
(長野県飯島町)

信州伊那谷のほぼ中央に位置する駒ヶ根市などをフィールドとする観光事業の企画・立案・実施を通じて、体験観光事業(エコツーリズム)の確立を目指す。



⑧

玉井建設(株)
(京都府宇治市)

高品質泥炭(ルーフ・ソイル)を用いた工法で屋上緑化の普及に取り組むと同時に、食育プログラムを組み合わせることで事業の高付加価値化を図る。

川上分野・川下分野の傾向・特徴

今年度の特徴としては、「ITを活用した国産材流通システムの確立」「指定管理者制度の活用による施設運営」、「維持管理業務の効率化」、「新技術の提案による構造物のライフサイクルコスト削減」など、本業ノウハウをコアとしつつ派生的に新事業へ参入する取組がみられる。



⑨

田中建設工業(株)
(東京都足立区)

ITを利用し、地方のプレカット工場等と連携し、「一棟丸ごと無垢材の高品質構造物」を実現し、木材生産地と消費者を直接つなげ、高品質で低価格の住宅提供を目指す。



⑩

福地建設(株)
(鹿児島県霧島市)

指定管理を行っている霧島高原国民休養地の集客力向上と自社キャンプ場の運営による両社の相乗効果を高めつつ、地域のブランド化を図っていく。

ITの活用の傾向・特徴

今年度の特徴としては、「IT等の活用による本業の強化」、「インターネットを使った工事の受発注」、「ITを用いた災害情報の共有化」など、電子媒体を使った技術開発による自然環境の保全や公共事業の効率化、労働生産性の向上や収益構造の改善を図る取組がみられる。



連続静止画作成技術により作成した土砂ダムの様子

⑪

会津土建(株)
(福島県会津若松市)

自社開発のデジタル連続静止画作成技術(mofix)を施工管理に応用する。設計から施工、メンテナンス、マネジメントまで対応でき、技術の普及、販売促進を行う。



⑫

(株)kodo.cc
(三重県四日市市)

工事発注者と施工業者がインターネットを通じて受発注のマッチングを行うシステム「建サク」を開発して全国展開。災害時の応急対策に備え、自治体の加入もみられる。

「建設技能者確保・育成モデル事業」の特徴

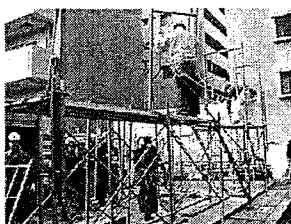
建設技能者確保・育成の傾向・特徴

今年度の特徴としては、総合工事業者と専門工事業者が連携して技能者の確保・育成を図る取り組みや、女性等の新たな担い手の育成・活用を図る取り組み等がみられる。



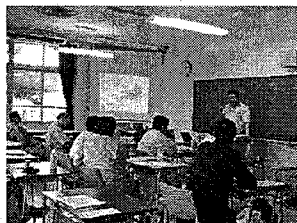
財団法人みやぎ建設総合センター(宮城県仙台市)

女性技能者の確保・育成に向け、造園工事をモデル現場とし、女性技能者指導のためのカリキュラム、実習用教材を開発。



佐栄建設事業協同組合
(東京都中央区)

若年技能者の定着・育成を図るため、総合工事業者と専門工事業者の連携による育成プログラムの開発、研修の実施。



全国塗布式断熱材施工協議会
(神奈川県横浜市)

塗布式断熱材普及に向け、施工技能検定合格者認定制度、材保証システムの構築に向けた技能研修プログラムの構築と技能者の養成。



新潟県建設生産システム
合理化推進協議会
(新潟県新潟市)

総合工事業者の協力のもと、家造りを通じて若年技能者への指導のほか、施工法・指導等をDVD化し、若者の入職促進に活用。



長野県板金工業組合
(長野県長野市)

銅板茅葺屋根並びに茅葺屋根の技術・技能習得のため熟練技能者の技術を収録したDVDを作成。若手後継者育成支援のためのツールとして活用。



平成20年度
建設業の新分野進出・経営革新
／建設技能者確保・育成モデル

コケ植物を利用する道路周辺の 防草に効果的な施工方法を 確立する事業

(株)麝香重機建設は、建設企業として悩みのひとつである、道路の植樹帯などで繁茂しやすい雑草を抑制すること、いわゆる防草対策の道を探っていた。業界でもこの問題は、コスト削減と環境性への意識が高まる状況のもとで、積極的な取り組みはあまりない。そうしたなかにあつて同社は、繁殖力の強いコケ植物を活用する方法に活路を見出した。



公園における試験施工。コケが地面に定着すれば、地表が湿り手入れをしなくても育成する



コケのほ場。スギコケは原始的な植物のため、病虫害による被害がほとんどない

PROFILE

株式会社麝香重機建設

代表者／麝香 敏信(代表取締役)

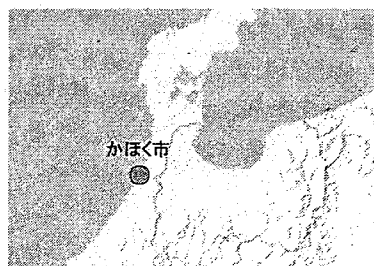
所在地／石川県かほく市

資本金／2,000万円

従業員数／19名

URL／<http://www.jako.jp/>

事業内容 昭和26年創業、平成2年設立。
土木工事業、とび、土工工事業、石工事業、
舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工
事業、造園工事業と幅広く事業を展開。コケ
を活用した緑化事業や販売も行う。



1. 事業の背景と動機

業者からコケについて 聞いたことが出発点

同社は日常業務のなかで以前より、道路の植樹帯や中央分離帯などの周辺で雑草の繁茂を抑制(防草)し、緑化することの重要性を感じていた。ある時、芝生の専門業者からコケの繁殖力が強いことを聞き、コケを用いた緑化の事業化が可能なのではないかというヒントを得た。そして、実現に向けて調査を始め、それが本事業の開始へとつながった。

2. 進出時の苦労やその対応

知識不足を補いながら 手間をかけて農地造成

コケに関する知識量が不足していたため、専門書やインターネットで情報を得ながら、手探りでスタートしなければならなかった。その結果、コケの栽培方法として農地栽培を採用することとし、休耕地を地元自治体より借入して、育成実験を半年間かけて実施。さらには、コケの基盤材料(土)として3種類を選んだうえで農地を造成するなどの手間をかけた。

3. 新事業の概要

コケを活用する施工方法で 雑草を抑制する

同社は、道路の植樹帯や中央分離帯、路肩、歩道などの緑化帯の施工工事において、繁殖力の強いコケ植物を活用するための新たな方法を確立する事業に取り組む。この方法の大きな目的は、雑草の繁茂を抑制することであり、同時に、保水力に優れ、維持管理が容易というコケの特性を活かしたものである。さらに本事業では、地球温暖化を防ぐ対策の一環として、建物の屋上や壁面にコケを設置する緑化システムの開発も目指す。

4. 事業の推進体制

配置転換1名のほか大学等と連携

現時点では、栽培地を管理運営する専任の担当者1名を社内の配置転換で確保。それを含み、社長など計4名で企画開発、マーケティング、営業などにあたっている。また、事業化に関しては、金沢工業大学の安田正志名誉教授の指導を受けているほか、屋上・壁面緑化システム関連の情報は、石川県産業創出機構より得る予定。

5. 差別化戦略・競争戦略

保水力に優れるコケの 利点こそが最大の差別化戦略

コケが持つ特色(保水力が高く、育成が簡便で場所を選ばない、除去が容易で維持管理コストが安いなど)を活かすことが最も大きな差別化戦略といえる。緑化システムについても、構造をできるかぎり軽量・簡略にすることで差別化を図っていく。

6. 成果と課題

施工方法を確立し、平成22年に 本格的な販売を開始する予定

コケの品種はスギコケ・ハイゴケとなり、栽培地(ほ場)への植え付けを始めている。いまだ試行錯誤の部分もあるとはいえ、栽培面積は約5,000m²となる予定。今後、コケを活用して雑草の繁茂を抑制する施工方法を確立し、平成22年には本格的な販売を始める意向を持っている。また、屋上・壁面緑化システムについても現在、散水設備・保水材・トレイの使用資材に関する調査を続けており、平成22年には、試験販売の開始を目指している。

福井県における建設業者の新分野進出の事例

建設業の分野	進出した分野	利用した制度等
一般土木	建設事業で発生する木質廃材のチップ化と、それを原料にした炭関連商品の製造・販売	経営革新計画の 申請・承認
海洋土木	ダイビング事業を中心とした観光ビジネス	
造園	墓石事業の全国代理店網の構築	
一般土木	工事原価管理ソフトウェアの販売	
管	キッチンショールームの設営、キッチン雑貨の販売	
塗装	火力発電所の配管内部の独自洗浄方法の開発による新マーケットの開拓	農業生産法人の 設立
建築	水田耕作、野菜栽培を行い、近隣スーパーやネット通販等を通じて販売	
一般土木	地元の農業者から農作業を受託し、水田耕作。ネット通販を通じてコシヒカリを販売	
一般土木	道路のライフサイクルコストの低減につながる小規模道路補修材の販売・施工	

県内の建設、建築業界で農業に進出する動きが出ている。越前町、福井市の事業者は生産法人を立ち上げ、栽培から販売までを一括して行うなど本格的に参入。国は法改正により異業種参入を後押ししており、耕作放棄地の解消など農業衰退の歯止めになると期待されている。

建設会社、山中建設（本社越前町上山中、堀正路社長）は、二〇〇六年からインターネットによるコシヒカリの販売を始めた。当初は地元個人の農作業を受託していたが、今年一月に農業生産法人「山蔵」（堀幸代社長）を立ち上げ、本格的に農業に参入。社員は地元で数人採用し、繁忙期には建設会社から出向という形で手伝ってもらっている。現在は耕作放棄地を含む約七畧の水田を借り受け、田植えの準備を進めている。

国が異業種参入後押し

い農作物を手掛けていきたい」と話している。建築、瓦工事業の大伸（本社福井市岡西谷町、大林利昭社長）は、十年前からコシヒカリの販売を始め二〇〇六年、農業生産法人「ファーム大伸」

農林水

スポット

（大林ゆかり社長）を設立した。雇用形態は「山蔵」とほぼ同様で、徐々に耕作面積を増やし現在は約二五畧。法人設立後、タマネギやジャガイモ、ホウレンソウ、コマツナなど十種

県内建設業、農業へ進出

もみ殻やぬか、馬ふんなどを混ぜた堆肥作りも実践。減農薬栽培などで安全安心な食を求める消費者ニーズにこたえていく。堀正路社長は「今後、コメだけでなく幅広いコシヒカリの苗の生育を確かめる「ファーム大伸」の従業員ら＝福井市岡西谷町



福井や越前町 法人化しコメづくり

野菜宅配サービスも

類以上の野菜の栽培にも社会福祉法人など幅広く着手。近隣スーパー、同じ。建設業界では、公共社の住宅展示会での販売事業が縮小する中で、新のほか、会員制の宅配サ規ビジネスとして農業がサービスも行っている。大注目されている。大林利昭社長は「額は小さく、農地はこれまで、農地が既存事業を上回る利益率を確保するまでになった。農業を実践すること、国は二〇〇五年とで、建築業者としての法人が自治体を介して信頼も増した」と話している。同社はインターネットによる「農業経営基盤強化や営業によつて販路を開拓。旅館や一般消費者などに販売している。県内には三月末現在、農業生産法人を立ち上げた異業種企業団体が六つある。種参入を後押ししている。こうした動きは全国的にも顕著で、北陸農政局によると企業等の参入は、新潟を含めた北陸四県で四十以上。業種は建設だけでなく温泉旅館、解消にもつながれば」とや民宿、ワイン販売業、している。

お気軽にお問い合わせ下さい、御説明に伺います。

総 合 窓 口

農林水産省 経営局構造改善課 TEL:(代表) 03-6744-2151

地 方 農 政 局

東北農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 022-263-1111 (内線4094)

関東農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 048-600-0600 (内線3374)

北陸農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 076-263-2161 (内線3372)

東海農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 052-201-7271 (内線2454)

近畿農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 075-451-9161 (内線2351)

中国四国農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 086-224-4511 (内線2482)

九州農政局 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表) 096-353-3561 (内線4263)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部経営課
TEL:(代表) 098-866-0031 (内線 83288)

農地制度が変わります!!!

6月17日農地法改正法案が
成立しました!

農地を貸しやすく借ります

農地を安心して任せられるようにします
バラバラの農地をまとめます

農地の減少を食い止めます
遊休農地を有効活用します

農地法等の一部を改正する法律の概要

＜農地制度の見直し＞

6/17 公布 6ヵ月以内に施行

（農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法）

農地を貸しやすく、借りやすく、農地を最大限に利用

◆農地法の目的等の見直し

- 目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保し、なければならぬ」旨を明確化

◆農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

◆遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事等の裁定で公社等が利用できるような措置

◆農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和（1/10以下の廃止、農工商連携事業者等の場合1/2未満）
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

＜農地税制の見直し＞

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の総額控除制度を見直し、農地を貸すなど打ち切りになった総額控除を、他の人に貸した場合は適用を受けられるように

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

◆農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用に ついても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に對する罰則を強化（法人：300万円→1億円）

◆農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

担い手への集約が十分に進まない

新規に拡大しても農地が分散

受贈手不償で耕作放棄が増加

国庫

農業生産による収益が農地を回す農地価格を上げる

国庫

我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少（609万ha→469万ha）

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

転用期待の抑制

貸借等による利用の促進

＜農業委員会の適切な事務執行＞

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

県・産業支援機関等における 経営支援の主な取組みについて

平成 21 年 7 月 21 日現在

I 相談窓口

ふくい産業支援センターにおける総合相談窓口

【概要】 経営革新や新事業の創出等に取り組む企業のあらゆる相談にワンストップで対応します。

【支援内容】 経営、技術等の面でアドバイスをするプロジェクトマネージャーをはじめ、新事業コーディネーターと各事業の担当職員が、経営や技術開発、情報化、資金調達、販路拡大、人材育成など、研究開発から事業化までのあらゆる相談に応じます。

【問合せ先】 (財) ふくい産業支援センター「総合相談窓口」 TEL 0776-67-7400

建設業総合相談窓口

【概要】 新分野への進出、経営方針の見直し、コストダウンなど経営全般の相談を受けるほか、経営支援アドバイザーの派遣も行います。

【支援内容】 関連資料の提供、関係省庁相談窓口リストの提供、経営相談に対する経営支援アドバイザーの対応依頼を行うほか、中小企業診断士、税理士等を経営支援アドバイザーとして派遣します（1 事業者につき 2 回まで無料）。

【問合せ先】 福井県建設業連合会「建設業総合相談窓口」 TEL 0776-24-1184

経営安定、事業承継等に関する相談窓口

【概要】 連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業、また、後継者不在等により事業継続の見通しのつかない中小企業者を承継しようとする方のための相談に無料で応じます。

【支援内容】 中小企業の経営改善、経営安定化を支援するため、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の有資格者や金融等に精通した人材を「経営安定相談員」として登録し、中小企業が抱える様々な問題について相談に応じます。

事業承継についても、中小企業基盤整備機構と連携を図り、同機構の事業承継コーディネーターや支援センターの専門家が適切なアドバイスを行うことで、スムーズな事業承継を支援します。

また、中小企業者の要望に応じて、企業の事務所等でも相談が受けられます。

【問合せ先】 (財) ふくい産業支援センター「総合相談窓口」 TEL 0776-67-7400

県経営支援課「中小企業経営安定特別相談窓口」 TEL 0776-20-0367

福井商工会議所 商工相談所 TEL 0776-33-8283

敦賀商工会議所 中小企業相談所 TEL 0770-22-2611

福井県商工会連合会 経営支援課 TEL 0776-23-3658

福井県産業労働部

早期事業転換・再チャレンジに関する相談窓口

【概要】 経営状況が悪化し事業継続が困難となったり、そこまでの事態に至らないまでも経営の早急な改善を要する事業者に対し、経営指導員や中小企業診断士等の専門家が早期事業転換の相談に応じます。また、廃業歴のある個人が再起業を行うといった再チャレンジに対しても相談等の支援を行います。

【支援内容】(1) 経営指導員による窓口相談対応

経営指導員が窓口での相談に対応。必要とあれば中小企業診断士等の専門家、関係機関等を紹介します。

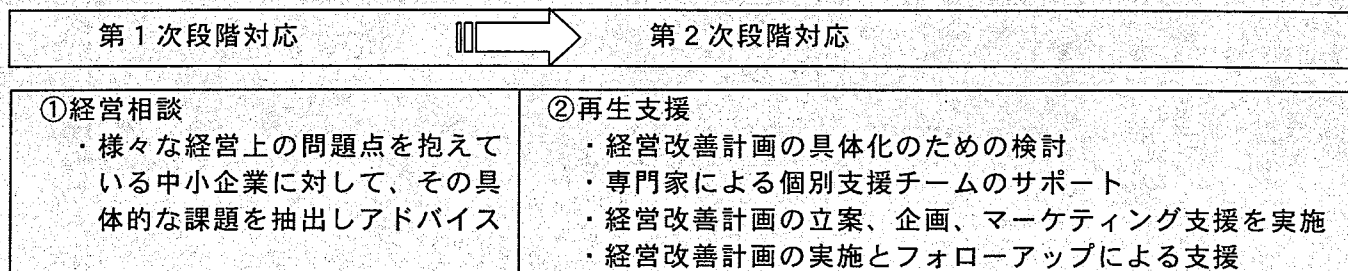
(2) 専門家の活用（派遣）による相談

経営指導員で対応できない高度な相談、専門知識を必要とする相談には、中小企業診断士等の専門家を活用し対応します。

【問合せ先】 福井商工会議所 商工相談所 TEL 0776-33-8283
敦賀商工会議所 中小企業相談所 TEL 0770-22-2611
福井県商工会連合会 経営支援課 TEL 0776-23-3658

福井県中小企業再生支援協議会による経営相談、再生支援

【概要】 県内の中小企業者で、財務上の問題を抱えている（抱える懸念がある）事業者や、事業の将来性の見通しは明確なもの関係者の調整が必要な事業者などに対して、経営相談、再生支援を行います。また、必要に応じて、専門家からなる個別支援チームが再生支援を行います。



※早期に適切な手を打つことが企業再生を成功に導く重要なポイントであり、経営の先行きに不安が生じたらできるだけお早めにご相談ください。

【問合せ先】 福井県中小企業再生支援協議会（福井商工会議所ビル内） TEL 0776-33-8293

福井県信用保証協会における経営改善・経営再建に関する相談窓口

【概要】 経営環境の変化に伴い、経営改善・経営再建等を余儀なくされ、経営支援・再生支援が必要な中小企業者に対して、金融相談等に応じます。

【支援内容】 県内において原則として同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、県中小企業再生支援協議会等が策定した再生計画（経営改善計画）に基づき企業再生を図りたい事業者、また、特に早期の経営支援（経営指導等）が必要な事業者が対象。

再生計画（経営改善計画）等を精査し、計画の実現性および事業の継続性・発展性、経営改善見込みなど、中小企業者が抱える問題について相談に応じます。

【問合せ先】 福井県信用保証協会 経営サポート推進課 TEL 0776-33-8313

Ⅱ 金融支援など

経営革新に対する支援

【概要】 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方式の導入、役務の新たな提供方式の導入など、新たな事業活動を行うことを示した経営革新計画が承認されると、その計画を実行するに当たり低利融資等の支援が受けられます。

【支援内容】(1) 低利融資

- 貸付限度額：設備資金1億5千万円　うち運転資金8千万円
- 貸付期間　：設備資金10年以内（据置1年以内）、運転資金7年以内（据置1年以内）
- 貸付利率　：年1.80%（保証付き1.40%〔責任共有対象〕〔保証料の1/2補給あり〕）

(2) 信用保証の特例

承認を受けた中小企業者は、信用保証協会の経営革新関連保証（特別保証）の対象となります。

(3) 中小企業経営革新支援事業補助金

承認された計画に従って行う事業で、特に他の中小企業者等のモデルとなるような模範的な事業に対して、経費の一部を補助します。

【問合せ先】 県経営支援課 新事業支援グループ TEL 0776-20-0366

経営安定資金（緊急保証支援分）

【概要】 社会経済環境の変化等により、一時的な業況、資金繰りの悪化など経営の安定に支障をきたしている中小企業者に対して必要な資金を融資します。

【支援内容】 県内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、指定業種※に該当する事業を営み、次のいずれかに該当する方に対して融資を行います。

※中小企業信用保険法第2条第4項第5号に該当する中小企業者として市町長の認定を受ける必要があります。

- ①最近3か月の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している方
- ②最近3か月の売上総利益率または営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している方
- ③取引依存度10%以上である特定の取引先企業との取引額の大幅減少または取引消滅により、最近1か月の売上高が前年同月と比して10%以上減少している方
- ④売上原価の20%以上を占める原油等の最近1か月の仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇している方
- ⑤新型インフルエンザの発生により最近1か月の売上高等が前年同月と比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比して3%以上減少することが見込まれる方

- 貸付限度額：8千万円
- 貸付期間　：運転資金、設備資金ともに7年以内（据置1年以内）
- 融資利率　：年1.30%（保証付き）
- 保証料率　：年0.50%（保証料の1/4を県が負担）

【問合せ先】 県経営支援課 金融グループ TEL 0776-20-0367
市町長の認定については各市町の商工担当課にお問い合わせください。

資金繰り円滑化支援資金 = 借換資金

【概要】 社会経済環境の変化により、一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業者に対し、資金繰りの改善を支援するため、既往借入金の借換えに必要な資金を融資します。

【支援内容】

- 融資対象者：県内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する方
 - ①最近3か月の平均売上高、平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期に比べ3%以上減少
 - ②平成21年3月31日以前に借り入れた県制度融資（中小企業育成資金、経営安定資金または産業活性化資金）の残高があること
 - ③経営改善計画に基づき返済条件を緩和することにより、資金繰りおよび経営改善が期待できること
- 融資限度額：8千万円
- 資金使途：①次に掲げる平成21年3月31日以前の借入金（保証協会保証付きに限る。）の借換えに必要な資金
 - ・県制度融資借入金（中小企業育成資金、経営安定資金および産業活性化資金に限る。）
 - ・借換えを実施する金融機関からの借入金（ただし、制度融資の借換えに必要な資金の4倍を限度とする。）②上記①の借換えに伴って必要となる資金
- 貸付期間：10年以内（据置1年以内）
- 融資利率：年2.40%（保証付き〔責任共有対象〕）
年2.05%（保証付き〔責任共有対象外〕）

【問合せ先】 県経営支援課 金融グループ TEL 0776-20-0367

マル経資金（小規模事業者経営改善資金）利子補給事業

【概要】 大企業・中堅企業と比較して、厳しい経営環境にある小規模事業者を融資対象とするマル経資金について、利子の一部を補給する。

【支援内容】

- (1) 補給対象
福井県内に事業所を有し、平成21年7月9日から平成22年3月31日までに、マル経資金の貸付を受けた小規模事業者（従業員 製造業：20人以下 商業サービス業：5人以下）
- (2) 補給内容
貸付から2年間の0.5%の利子を補給
- (3) マル経資金概要
 - ・商工会議所、商工会の6か月以上の経営指導後、日本政策金融公庫が融資。
 - ・融資限度額 1,500万円（4月15日に緩和 1,000万円→1,500万円）
 - ・融資期間 運転資金 7年以内（4月15日に緩和 5年→7年）
設備資金 10年以内（4月15日に緩和 7年→10年）
 - ・利率 1.9%

【問合せ先】 県経営支援課 金融グループ TEL0776-20-0367

Ⅲ 省エネ・コストダウン対策

省エネ・コストダウン診断

【概要】 原油・原材料価格高騰にも耐えうる経営体質への転換を図るため、エネルギー管理士等の専門家を企業に派遣し、省エネ・コストダウンに関する診断とアドバイスを行います。

【支援内容】 専門家の派遣による省エネ・コストダウン診断

- (1) 簡易診断 ・ エネルギー管理士等の専門家が企業を訪問し、チェックリストに基づき、省エネに関する診断を行います。
・ 1 企業 1 回。受診企業の費用負担なし。
- (2) 詳細診断 ・ 簡易診断を受けて更なる省エネ・コストダウンを進めるため、受診企業が抱える問題点を抽出し、より具体的なアドバイスを行います。
・ 1 企業 5 回以内。受診企業の費用負担 1 / 4。

[受診企業の負担額は 1 回当たり 10,000 円]

(3) E S C O 予備調査

- ・ E S C O 事業の取組みを希望される企業等に対して、E S C O 事業者が事業実施の可能性について調査します。
- ・ 調査は年間のエネルギー使用量 5,000 万円以上の企業が対象です。
- ・ 申込企業の費用負担 1 / 4。

[申込企業の負担額は 50,000 円]

【問合せ先】 (財)ふくい産業支援センター「総合相談窓口」 TEL 0776-67-7400
県経営支援課 新事業支援グループ TEL 0776-20-0366

産業活性化資金（省エネ・温暖化対策支援分）

【概要】 上記の省エネ・コストダウン診断に基づくアドバイスに従って設備投資を行う中小企業者に対し、必要な資金を融資します。

【支援内容】 省エネ・コストダウン診断に基づき、省エネ・コストダウンにかかる設備投資を行う中小企業者向けに融資を行います。低利でまとまった資金調達ができるほか、信用保証協会に対する保証料の半額を県が負担します。

- 貸付限度額：1 億 5 千万円（設備資金に限る）
- 貸付期間：10 年以内（据置 1 年以内）
- 融資利率：1.80%（保証付 1.40% [保証料の 1 / 2 補給あり]）
- その他：融資申込みの際には、導入設備にかかる(財)ふくい産業支援センターの「推薦書」が必要となります。

【問合せ先】 県経営支援課 金融グループ TEL 0776-20-0367

Ⅳ ふくいの逸品創造ファンド

【概要】 本県の特徴ある産業資源（「福井の強み」）を活かして創意工夫のある新商品・新サービス（「ふくいの逸品」）を開発しようとする中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。

【支援内容】 1 “福井の強みを活かす”チャレンジ企業支援

- (1) 対象者：中小企業者、個人事業者、有限責任事業組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、特定非営利法人およびこれらに該当する者で構成されるグループなど
- (2) 対象事業：「福井の強み」を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた取組み
- (3) 対象経費：①市場調査・商品開発・販路開拓にかかる費用
②販路開拓にかかる費用
- (4) 助成率等：①⇒助成率 1 / 2 以内、助成限度額 500 万円
②⇒助成率 1 / 2 以内、助成限度額 200 万円

2 企業連携による繊維産地競争力モデル事業

	異業態連携	同業態連携
対象者	・県内の中小企業で構成する異なる業態（以下の業態）の 3 業態以上の 3 社以上のグループ 【業態】 燃糸業、広幅織物製造業、ニット生地製造業、編レース生地製造業、細幅織物製造業、染色整理業、縫製業、繊維製品卸売業	・県内の中小企業で構成する同じ業態（以下の業態）の 4 社以上のグループ
対象事業	・異業態の繊維関連の参加企業が、連携して一つの企業体ようになって事業計画を作成し、それぞれの技術や情報などの強みを活かしながら新商品開発や販路開拓を行うモデル的な事業	・同業態の繊維関連の参加企業が、多品種・小ロット・短納期といったニーズへの対応、在庫リスクの軽減などを目的として、グループでの共同販売、新商品開発を行うモデル的な事業
対象経費	連携体の運営・市場調査・商品開発・販路開拓にかかる費用	
助成率等	助成率 2 / 3 以内、助成限度額 600 万円	

3 小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業

- (1) 対象者：県内に事務所を有する眼鏡関係の中小企業者（眼鏡小売店等との連携が必要）
- (2) 対象事業：産地企業と連携小売店等が、福井産の新ブランド眼鏡の企画・生産からPR・販売までを共同で行うモデル的取組みであって、次の要件をすべて満たすもの。
 - ①産地企業は、新商品を自社ブランドとして企画・生産し、当該眼鏡は産地統一ブランド「THE291」の認定を受けること
 - ②連携小売店頭におけるPR・販売に関しては、「THE291」および福井産地、産地企業名等について、消費者にわかりやすく表示・説明すること
- (3) 対象経費：市場調査・商品開発・販路開拓にかかる費用
- (4) 助成率等：助成率 2 / 3 以内、助成限度額 600 万円

4 農商工連携による新事業創出支援事業

- (1) 対象者：中小企業者、個人事業者、有限責任事業組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、特定非営利法人およびこれらに該当する者で構成されるグループなど
- (2) 対象事業：商工業者と農林水産業者がそれぞれの経営資源・ノウハウを活かして行う「農商工連携の取組み」により、福井県の農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う取組み、または福井県の農林水産物の新たな販売方法等による販路開拓の取組み
- (3) 対象経費：市場調査・商品開発・販路開拓・連携体運営（会議）にかかる費用
- (4) 助成率等：助成率 2 / 3 以内、助成限度額 600 万円

【問合せ先】 (財)ふくい産業支援センター「総合相談窓口」 TEL 0776-67-7400



ご相談いただいた方の
秘密は厳守します。

下請かけこみ寺

ふくい産業支援センターでは、中小企業の皆様の取引上のお悩みに、相談員が親身になってお伺いする相談窓口「下請かけこみ寺」を常時、福井県産業情報センター（丸岡町）にて開設しています。

このたび、定期的に出張相談会を開催し、皆様の相談をお受けいたします。お悩みの方は、最寄りの会場にてお気軽にご相談ください。（相談は無料です）

出張相談会

※事前予約制です。

地区・実施日	会 場
丹南地区 7/17、9/18	鯖江市文化の館 会議室(2) (鯖江市水落町2-25-28 Tel0778-52-0089)
嶺南地区 8/21、10/16	敦賀市総合福祉センター あいあいプラザ つどいの部屋(1) (敦賀市東洋町4-1 Tel0770-22-1700)

相談日時：第3金曜日（実施日は上記記載） 午後1時から5時まで

申込方法：裏面の申込書にご記入の上、FAX（0776-67-7429）またはメールにてお申込下さい（kakekomidera@fisc.jp）

※その他、下請かけこみ寺では法律的なトラブルについて問題解決のためのアドバイスを行う“弁護士による無料相談”も実施しております。まずは、ご相談を！

申込・お問合せ先

財団法人ふくい産業支援センター 下請かけこみ寺
坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

電話 0776-67-7426 FAX 0776-67-7429

新分野進出に関するアンケート調査票

日頃から、県の土木行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、建設業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、建設業者は、技術力の向上を一層図るほか、経営基盤の強化、新分野への進出等に取り組んでいくことが重要となってきました。

そこで、建設業に関する今後の県の施策の参考とするため、次のとおりアンケートを実施いたします。調査票の各質問について該当する番号、項目等に○を記入し、必要に応じて具体的に回答をご記入の上、お手数ですが7月31日(金)までにFAXでご提出いただきますようお願いいたします。

福井県土木部土木管理課

Q1 新分野への進出(事業転換を含む。)について、貴社における現在までの取組状況を教えてください。

1 これまでに新分野への進出を行っている。(複数回答可)

(進出分野: ① 建設業関連、② 福祉関連、③ 環境リサイクル関連、

④ 農林水産関連、⑤ サービス関連、⑥ 製造関連、⑦ 小売関連、

⑧ その他 ())

2 新分野進出について、現在、計画または検討をしている。(複数回答可)

(計画、検討している分野: ① 建設業関連、② 福祉関連、③ 環境リサイクル関連、

④ 農林水産関連、⑤ サービス関連、⑥ 製造関連、⑦ 小売関連、

⑧ その他 ())

3 新分野進出について、今まで行っておらず、かつ、現在、計画または検討をしていない。

(理由:)

4 その他(具体的な状況を記入してください。)

()

Q2 貴社は、今後、新分野への進出についてどのように展開していこうとお考えですか。

1 今後、新分野への進出を継続していく、あるいは計画、予定している。(複数回答可)

(進出先分野: ① 建設業関連、② 福祉関連、③ 環境リサイクル関連、④ 農林水産関連、

⑤ サービス関連、⑥ 製造関連、⑦ 小売関連、

⑧ その他 ())

2 今後、新分野進出のための検討、研究をしていきたい。(複数回答可)

(検討、研究したい分野: ① 建設業関連、② 福祉関連、③ 環境リサイクル関連、

⑤ 農林水産関連、⑥ サービス関連、⑦ 製造関連、⑧ 小売関連、

⑨ その他 ())

3 今後、新分野進出については、検討する必要はないと考えている。

(理由:)

4 考えてはいるが、どのようにすべきか分からない。

5 その他(具体的な考えを記入してください。)

()

Q3 **Q1**または**Q2**において、1または2と答えられた方にお尋ねします。貴社は新分野進出を行う際の課題・問題点は何だとお考えですか。(複数回答可)

- 1 どこに(誰に)相談したらよいかわからない。
- 2 新たに進出しようとする分野の情報が不足している。
- 3 新分野に進出するための事業計画の策定が難しい。
- 4 新分野進出を検討または実行するための人材が社内にはいない。
- 5 新分野進出に必要な資金の調達が難しい。
- 6 本業(建設業)の建て直しが急務で、新分野進出の検討に十分な時間が割けない。
- 7 新分野における販路の確保が難しい。
- 8 その他(具体的に:)

Q4 建設業の新分野への進出に対して今後どのような支援策を望まれますか。(複数回答可)

- 1 新分野進出に関する情報提供の充実等
(具体的な要望:)
- 2 新分野進出に関する相談・アドバイザー派遣の充実等
(具体的な要望:)
- 3 新分野進出に関する研修、セミナー等の開催等
(具体的な要望:)
- 4 新分野進出に関する融資制度の拡充等
(具体的な要望:)
- 5 新分野進出に関する補助制度の拡充等
(具体的な要望:)
- 6 新分野進出に関する販路の確保等
(具体的な要望:)
- 7 その他(具体的に:)

Q5 その他、建設業に対する施策についてご意見等があれば、自由にお書きください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

【回答先・回答方法】 福井県土木部土木管理課あてに7月31日(金)までにFAXで送付してください。(無記名で結構です。)

福井県土木部土木管理課 建設業G

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(FAX) 0776-22-8164

【お問い合わせ先】 福井県土木部土木管理課 建設業G

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

(TEL) 0776-20-0468 (直通)

